



金沢市公報

第3177号の2

令和7年(2025年)4月11日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第8号)

(監査事務局)

1

監査公表

●金沢市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 越田圭から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年4月11日

金沢市監査委員 加藤 弘行
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高誠
金沢市監査委員 源野 和清

包括外部監査結果報告書

令和7年3月27日

金沢市監査委員 西尾 昭浩
金沢市監査委員 中村 哲郎
金沢市監査委員 高誠
金沢市監査委員 源野 和清

金沢市包括外部監査人 越田圭

DX及び情報システムに関する財務事務の執行並びに事業管理について

第1 外部監査の概要**1. 外部監査の種類**

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

DX及び情報システムに関する財務事務の執行並びに事業管理について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

近年のデジタル技術の進展やコロナ禍による生活様式の変化等を背景に、社会のデジタル化は過去に類を見ない速さで進んでいる。
こうした中、金沢市(以下「市」という。)では令和3年3月に策定した「金沢市デジタル戦略」や、令和5年2月策定の「金沢市DXアクションプラン」に基づき、デジタルを活用した新たな行政サービスの展開とともに、職員の働き方改革や事務の効率化にも取り組んでいる。
一方、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和7年度末までに住民記録・税・福祉等、20の業務システムを国が示す標準仕様書に準拠したクラウドシステムへ移行することが求められている。

このように行政事務におけるデジタルの重要性が増す中で、DX事業への取組がどの程度有効であるか、また、情報システムが効果的に整備又は運用され、情報セキュリティ対策が適切であることを検証し、今後のデジタル施策を推進する上で一助となることは有益であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法**(1) 監査要点**

- ① DX及び情報システムに係る財務事務が法令・規則等に従い適切に実施されているか。
- ② DX及び情報システムに係る事務が適正に行われているか。
- ③ DX及び情報システムに関する各事業が経済性、効率性及び有効性を勘案して実施されているか。
- ④ 情報セキュリティ対策が実施され、個人情報を含む機密情報が適切に管理されているか。

(2) 監査手続

「第4 監査手続」に詳細を記載している。

5. 外部監査の実施期間

令和6年6月11日から令和7年3月12日まで

6. 外部監査の対象年度

令和5年度。ただし、必要に応じて過年度及び令和6年度の一部についても監査の対象とする。

7. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 公認会計士 越田 主

補助者

弁護士 宮本 研太
税理士 山田 康二

包括外部監査人は、システム監査技術者試験に合格している。

8. 利害関係

市と、包括外部監査人及び補助者の間には、地自法第252条の29の規定による利害関係はない。

9. その他

報告書の表の合計(又は差額)は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計(又は差額)とが一致しない場合がある。なお、単位未満の端数は切り捨て表示している。複数の年度における決算数値の推移を記載する場合等 報告書に記載する便宜上、金額単位を変更することがある。具体的には、百万円単位又は千円単位で記載している。なお、決算数値の金額が0の場合は「-」と表記しており、決算数値の金額が、表記する金額単位に満たない場合は「0百万円」又は「0千円」と表記している。
複数の年度における決算数値の推移を記載した表や過年度の包括外部監査における指摘・意見に言及する場合、年度を省略して表記することがある。例えば、平成30年度は「H30d」と、令和元年度は「R1d」と表記している。

第2 指摘、意見の一覧**1. 指摘、意見の定義**

当報告書に記載する指摘、意見の定義は、以下のとおりである。

「指摘」とは、法律、政令、省令、条例、規則、通知、要綱等の規定に反している事項、又は、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理の觀点から社会通念上著しく適正性を欠くと考える事項をいう。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、今後の改善を要望する事項をいう。

2. 指摘、意見の一覧表

(1) 指摘
指摘は以下の3件であり、情報システムにおけるIDやパスワードの管理に関するものである。

番号	内容	頁
指摘 01	ID・パスワードの管理（クラウド型市公式ホームページ管理システム）	80
指摘 02	ID・パスワードの管理（スマート窓口システム）	100
指摘 03	管理者IDの管理（GIGAスクール授業支援システム）	111

(2) 意見

意見は合計30件であり、DXに関するものは11件、情報システムに関するものは19件である。

DXに関する意見は、以下のとおりである。

(金沢市DXアクションプランに関するもの)

番号	内容	頁
意見 01	KPIの補完的分析	42
意見 02	参考指標の追加	42

(金沢MaaS推進事業に関するもの)

番号	内容	頁
意見 03	金沢MaaSコンソーシアムの情報開示	43

(最低制限価格に関するもの)

番号	内容	頁
意見 04	最低制限価格の設定根柢の明確化（スマート林業推進事業）	45

なお、かなざわ子育てすまいるクーポン電子クーポン移行推進事業、ドローン活用防災・減災対策事業及び水害ハザードマップ事業でも同様の事例が検出されたが、最低制限価格の設定を所管する課が全庁的に措置を実施するため、意見を集約している。

(地域活動発信アプリ（結ネット等）の普及促進事業に関するもの)

番号	内容	頁
意見 05	地域活動発信アプリ（結ネット等）に関する補助対象経費の範囲	46

番号	内容	頁
意見 06	シビックテック推進事業を委託した効果の明確化	48
意見 07	金沢ミュージアムプラス運営事業を委託した効果の明確化	49
意見 08	金沢版子供プログラミング教育の実践事業を委託した効果の明確化	50

各事業を所管する課が措置を実施するため、各事業に対する意見となっている。

(中小企業デジタル人材扶充事業に関するもの)

番号	内容	頁
意見 09	中小企業デジタル人材扶充事業に関する十分な広報の実施	51

(大学連携リスキリング促進助成事業に関するもの)

番号	内容	頁
意見 10	真正性を判別しやすい証明書の提出	52
意見 11	助成対象の講座の周知	53

情報システムに関する意見は、以下のとおりである。

(全般事項に関するもの)

番号	内容	頁
意見 12	情報セキュリティ会議の開催	73
意見 13	金沢市情報システム化事務処理要綱の見直し	73
意見 14	端末の放置によるデメリットの意識付け	74
意見 15	テレワーク用ソフトウェアライセンスの稼働状況	74

(AI活用行政情報自動案内システムに関するもの)

番号	内容	頁
意見 16	標準QAの見直し	77
意見 17	質問ログに基づく回答カテゴリの分析	77

(クラウド型市公式ホームページ管理システムに関するもの)

番号	内容	頁
意見 18	クラウド型市公式ホームページ管理システムの監視項目と報告項目の関係	81

第3 監査対象の概要

1. DX及び情報システムに関する事業の内容

(1) 自治体DXの取組によるダッシュボードによる他市との比較

①概要

総務省が策定している自治体デジタル・トランスマネージメント(DX)推進計画において、自治体におけるDXの推進体制の構築のために必要な取組や、重点的に取り組むべき事項（重点取組事項）等がとりまとめられている。デジタル庁は、このような自治体DXの取組等について、自治体別の取組状況を可視化することにより、課題の迅速な把握等による更なる取組の加速化を目指すため、自治体DXの取組に関するダッシュボードというウェブサイトにおいて、地方公共団体ごとに、DXの取組状況を公表している。

市区町村のDXの取組状況を自治体DXの推進体制等、自治体業務のDX、住民サービスのDXの3つの領域に分けて表示しており、市町村単位で表示している領域別の項目を示すと、以下のとおりである。

(文書管理財務会計システムに関するもの)	
番号	内容
意見19	リカバリ訓練の方法
	85 頁
(市税滞納管理システムに関するもの)	
番号	内容
意見20	変更内容一覧表と課題管理表の関連付け
	88 頁
(税務システムに関するもの)	
番号	内容
意見21	情報セキュリティポリシー及び情報システムに係る具体的な運用の手順の改正
	91 頁
(税務システムに関するもの)	
番号	内容
意見22	宿泊税の電子申告の周知
	96 頁
意見23	宿泊税関係書類の一括送付
	97 頁
意見24	宿泊税に係る延滞金の徴収
	97 頁
意見25	宿泊税の実地調査手法
	98 頁
(かなざわ育てますいるクーポン(電子版)管理システムに関するもの)	
番号	内容
意見26	バスクードの記憶機能使用禁止の周知
	103 頁
意見27	保守管理業務に関する仕様書の記載
	103 頁
(家庭ごみ24時間AIサポートシステムに関するもの)	
番号	内容
意見28	情報資産台帳の作成漏れ
	108 頁
(GIGAスクール授業支援システムに関するもの)	
番号	内容
意見29	予備機の管理
	111 頁
意見30	情報資産台帳の作成漏れ
	112 頁

なお、比較対象とする地方公共団体は、市が中核市であることから、他の中核市となる。比較範囲は、中核市長会が公表している令和5年度版都市要覧を参考とし、人口

順位¹が近似する中核市を対象とする。具体的には、中核市における人口順位が14位である市を中心として、12位である福山市、13位である尼崎市、15位である柏市、16位である高松市の4市と比較する。また、本報告書において示すデータは、令和6年7月12日に更新されたものである。

②自治体 DX の推進体制等について比較すると、以下のとおりである。

項目	福山市	尼崎市	市	柏市	高松市
CIO の任命	○	○	○	—	○
CIO 検査官等の任命	○	○	—	—	—
全体会員策定	○	—	○	○	○

自治体 DX の推進体制等について比較すると、以下のとおりである。

項目	福山市	尼崎市	市	柏市	高松市
外部人材活用	○	○	—	—	○
職員育成の取組	○	○	○	○	○
全職員対象研修の実施	○	○	○	○	○

※「○」が実施済み、「—」が未実施という意味である。(以下同様)。

(出所：自治体 DX の取組に関するダッシュボード)

市は、C10（情報統括責任者）として、DX を推進するための責任者を任命している。当該 C10 は、市の旧情報政策課長を歴任し、地域情報化アドバイザーという総務省が認定した情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地政課題解決に精通した専門家である。なお、市は、DX を推進するに当たっては、C10 に加え、外部有識者で構成する金沢市 DX 会議により進めており、人員は充足しているため、C10 検査官等を任命していない。

市は、DX を推進するための全体方針として、後述するおり、「金沢市デジタル戦略」や「金沢市 DX アクションプラン」を策定済みであり、DX 推進本部という全庁的な体制も構築済みである。

市は、DX を推し進めるリーダーとなる職員を育成するために、講師を招いた研修やハンズオン²、課題解決に向けたグループワークからなる「デジタル行政推進リーダー育成研修」を実施しており、全職員対象研修として、一般職員向け DX サービスデザイン研修及びセキュリティ研修を実施している。このような職員育成の取組や全職員対象研修は、DX 推進以前より人材の内製化を図るため、デジタル人材の育成に注力していることから、外部人材の活用は行っていない。

③自治体業務の DX

自治体業務の DX について比較すると、以下のとおりである。

項目	福山市	尼崎市	市	柏市	高松市
AI の導入状況	○	○	○	—	○
RPA の導入状況	○	○	○	○	○
テレワークの導入状況	○	○	○	○	○

(出所：自治体 DX の取組に関するダッシュボード)

市は、AI³、RPA⁴及びテレワークについていずれも導入済みである。

④住民サービスの DX

住民サービスの DX について比較すると、以下のとおりである。

項目	福山市	尼崎市	市	柏市	高松市
マイナンバーカードの保有状況(保有率)	77%	70%	75%	73%	75%
子育て・介護 26 手続のオンライン化	38%	69%	100%	100%	85%
よく使う 32 手続のオンライン化	64%	38%	57%	54%	58%

(出所：自治体 DX の取組に関するダッシュボード)

市は、マイナンバーカードの保有率、子育て・介護 26 手続のオンライン化の状況及びよく使う 32 手続のオンライン化の状況についていずれもの中核市と比べ、低い水準にはない。

なお、子育て・介護 26 手続のオンライン化に記載されている割合とは、各地方公共団体において、オンライン申請が可能な手続数を 26 で除したものであり、各地方公共団体がオンライン化した手続数の割合を示している。なお、地方公共団体ごとに、オンライン申請が可能な手続数は異なる。

また、よく使う 32 手続のオンライン化に記載されている割合とは、地方税の申告など、処理件数が多く、オンライン化の促進による住民等の利便性向上や業務の効率化効果が高いと考えられる 32 手続について、地方公共団体における行政手続等に係るオンライン利用状況調査において、実施されている手続総数のうち「オンライン化」と回答した手続の割合をいう。実施されている手続総数が地方公共団体ごとに異なること

¹ 本報告書における人口とは、住民台帳登録人口をいう。

² ハンズオンとは、情報システムの学習において、理論を学ぶだけでなく実際に操作して体験しながら理解を深める方法をいう。

³ AI (Artificial Intelligence: 人工知能) とは、コンピュータサイエンスの一分野で、音声認識、意志決定、観察など、通常は人間の知能に開運するタスクをコンピュータシステムが学習して実行することを可能にするものの総称をいう。

⁴ RPA とは、ソフトウェアボットや AI を活用して、人が行っていた定型的な業務を自動化するツールをいう。

策定年	内容
1994	金沢市高度情報化総合ビジョン
2001	金沢市高度情報化アクションプラン
2004	金沢市高度情報化アクションプラン2004
2009	金沢市情報化指針
2015	金沢市情報システム合理化推進基準
2019	金沢市ICT活用推進計画
2021	金沢市デジタル戦略
2023	金沢市DXアクションプラン

(出所：市提供データ)

(3) 金沢市DXアクションプランの概要

①策定の趣旨

市は、おおむね10年後を目標年次とする新たなまちづくりの指針として策定した、「金沢市都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」(令和5年12月議決)や、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、真の地方創生を図る行動計画として第3次金沢市総合戦略を策定したが、金沢市DXアクションプラン(以下「市DXプラン」という。)は、その具現化に向けたデジタル施策をまとめたものであり、未来の市がデジタル変革を通じて、全ての人が便利に暮らし、幸せを実感できるまちとなるよう、行政DXの取り組みを加速していくというものである。

実施期間は、2023年度から2025年度までとしており、デジタル技術進展の速度に鑑み、毎年、時点修正を行う動的なプランとしており、直近の改定は2024年3月である。市DXプランの推進は、外部有識者で構成される金沢市DX会議及び市内横断組織であるDX推進本部が主体となっている。金沢市DX会議は、有識者及び市長で構成されおり、市のDX推進に必要な施策等を議論する。DX推進本部は、市長を本部長とする市内横断組織であり、情報共有や施策の横展開を図る。

②取り組み

ア 概要

「全ての人が便利に暮らし幸せを実感するまち」をめざし、DXによる質の高いサービスを創り続けることで、地域の幸福度や、まちの持続可能性を高めるという基本理念を掲げて、以下の行動指針に基づき、市DXプランを実践・推進していくというものである。

策定年	内容
1986	金沢市高度情報化構想

・市民目線（市民の利便性向上）
・スピード感（社会の変化への迅速な対応）
・チャレンジ（できることから積極的に対応）
・成果検証（成果と検証の重視）
・デジタルファースト（デジタルの活用を前提）

から、実施率の下に、オンライン化済みの手続数と実施されている手続総数を記載している。

(2) 市の情報化施策

市は、1972年にホストコンピュータ⁵を管理運用する電子計算課を設置し、コンピュータを活用した行政事務の簡素化・効率化や迅速化を図り、行政サービスの高度化に努めるとともに、高度情報化社会の到来に備え策定した「金沢市高度情報化構想」(1986年策定)に始まる一連の計画や、「市民が創る、にぎわいと風格のある町・IT都市金沢」の理念に基づき策定した「金沢市高度情報化アクションプラン」(2001年、2004年策定)に基づき各種の施策を展開してきた。「金沢市情報化指針」(2009年策定)では、「利用者のための情報化」、「情報システムの適正化の推進」、「次期情報システムの検討」、「情報セキュリティ対策の徹底」の4つを中心テーマとする本市の情報化施策の方向性を示すとともに、2015年にはこれを補完する「金沢市情報システム合理化推進基準」を策定し、電子自治体⁶の取組を通して、行政のさらなる効率化や経費の削減を図るために、考え方や具体的な基準について示している。

その後、市は、「世界の交流拠点都市金沢重点戦略計画」の施策を情報化的観点から総合的かつ効果的に具現化する計画として、また、「官民データ活用推進基本法」に基づく市町村官民データ活用推進計画として、2019年に、計画年度を2019年度から2022年度までとする「金沢市ICT活用推進計画」を策定した。

市は、これまでの「ICT活用推進計画」を継承し、国の「自治体DX推進計画」や市の他の計画等とも整合をとりながら、市の特色(SDGs 未来都市、伝統と創造のまち、コミュニティを大切にするまち、学都金沢)を活かしつつ、デジタル化をより一層推進するため、2021年に、実施期間を2021年度から2022年度までとする「金沢市デジタル戦略」を策定した。

統いて、「全ての人が便利に暮らし、幸せを実感するまちへ」を基本理念として、市の産業、地域、文化、教育の4つの分野で重点的に施策を展開するとともに、行政におけるDXを推進するための行動計画として、2023年に、実施期間を2023年度から2025年度までとする「金沢市DXアクションプラン」を策定した。

1986年に策定した「金沢市高度情報化構想」以降の情報化計画を時系列にすると、以下のとおりである。

策定年	内容
1986	金沢市高度情報化構想

⁵ ホストコンピュータとは、ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、ネットワークに接続されている他のコンピュータにサービスを提供する役割を担っている。

⁶ 電子自治体とは、コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化、合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものである。

<p>(出所: 市DXプランの記載を監査人が要約)</p> <p>DXによる「デジタル社会」を切り開くため、市がこれまで築いてきた大切な資産を最大限活用することとし、産業、地域、文化、教育という4つの分野で重点的に施策を展開していく。これらの4つの分野に加えて、行政という分野においても、デジタル技術を活用し、これまでにないサービスで利便性を向上する。取り組みの方向性の概要を示すと、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>取り組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業</td> <td>1. Web3.0技術の利活用による新たな交通施策の検討 2. 交通データ活用による新規サービスの提供 3. 公共交通利用キャッシュレス決済導入 3. 観光DXを進めます</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>1. Web3.0技術による新たな社会実装の促進 2. メタバースを活用した金沢の文化や伝統の発信 2. 便利な移動サービスの提供を進めます</td> </tr> <tr> <td>文化</td> <td>1. 金沢MaaSによる便利な移動サービスの提供 2. 交通データ活用による新たな交通施策の検討 3. 観光DXを進めます</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>1. DXアカデミープラン 2. DXアクションプラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出所: 市DXプラン）</p> <p>3 公衆無線LANのオープンローミング化の検討 4 産業のDXを支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 最先端技術を活用したデジタル機器を体験する機会の提供 2 中小企業のDX化支援窓口の設置 3 中小企業へのスマートワークの導入支援 4 生成AI等を活用した卸売業のデジタル化支援 5 農業や林業のスマート化を推進します <p>1 レーザーセンシング技術を活用したスマート林業の推進</p> <p>2 AI技術を活用したスマート林業の推進</p> <p>3 ドローンやAI等を活用したスマート農業の実証</p> <p>4 スマート農業機械等の導入支援</p> <p>（出所: 市DXプラン・(再掲)と記載があるものを除く）</p> <p>ウ 地域に関する具体的な取組</p> <p>市は、人口減少・少子高齢社会において、コミュニケーションの希薄化は喫緊の課題であると考えている。デジタル技術の活用により、誰もが地域活動に参加しやすい、人とつながりやすい取り組みや、市民が自ら課題を解決するシビックテックの取り組みを推進する。そうした取り組みを通じて、すべての人がデジタルのメリットを受けられる社会をめざしており、以下の施策を具体的な取組として挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 デジタル技術を活用した地域活動の活性化に取り組みます 1 町会活動のデジタル化の推進 2 地域団体へのデジタルツール活用講座の開催 2 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します 1 シビックテックの推進 2 地域課題解決プラットフォームの提供 3 地域課題解決につなげる交流会の開催 3 デジタルデバイドの解消に取り組みます 1 地域スマホ講座の開催 2 障害のある人へのデジタルツール活用支援 4 ダイバーシティ・インクルージョンを推進します 1 SNSやオンライン等を活用した多様な相談支援の実施 2 産学官連携による最新技術を活用した障害のある人へのコミュニケーション支援の検討 3 eスポーツを活用した障害のある人の社会参加促進 5マイナンバーカードを地域活性化に活用します 1マイナンバーカードを活用したスマートサービスの導入 6 医療DXに取り組みます 1 金沢市立病院における医療DX実現に向けた計画策定 	分野	取り組み	産業	1. Web3.0技術の利活用による新たな交通施策の検討 2. 交通データ活用による新規サービスの提供 3. 公共交通利用キャッシュレス決済導入 3. 観光DXを進めます	地域	1. Web3.0技術による新たな社会実装の促進 2. メタバースを活用した金沢の文化や伝統の発信 2. 便利な移動サービスの提供を進めます	文化	1. 金沢MaaSによる便利な移動サービスの提供 2. 交通データ活用による新たな交通施策の検討 3. 観光DXを進めます	教育	1. DXアカデミープラン 2. DXアクションプラン
分野	取り組み									
産業	1. Web3.0技術の利活用による新たな交通施策の検討 2. 交通データ活用による新規サービスの提供 3. 公共交通利用キャッシュレス決済導入 3. 観光DXを進めます									
地域	1. Web3.0技術による新たな社会実装の促進 2. メタバースを活用した金沢の文化や伝統の発信 2. 便利な移動サービスの提供を進めます									
文化	1. 金沢MaaSによる便利な移動サービスの提供 2. 交通データ活用による新たな交通施策の検討 3. 観光DXを進めます									
教育	1. DXアカデミープラン 2. DXアクションプラン									

<p>エ 文化に関する具体的な取組</p> <p>市は、藩政期から連綿と受け継がれる伝統文化や伝統工芸から、金沢21世紀美術館をはじめとする現代美術やスポーツまで、様々な「文化」を受け継ぎ、発展してきました都市としての誇りと責任を未来につないでいくため、デジタル技術を活用し、文化・芸術・スポーツに触れる豊かな暮らしを創出し、その幅野を拡大する取り組みを進めようとしている。加えて、まち全体で文化・芸術・スポーツを育むまちづくりをめざしており、以下のような施策を具体的な取組として挙げている。</p> <p>1 デジタルミュージアムを構築します 1 デジタルミュージアムによる新たな文化体験の提供 2 文化の継承と活用を推進します 1 埋蔵文化財のデジタルアーカイブ化 2 美術工芸大学・資料等財産のデジタルアーカイブ化 3 工芸文化の継承・発展を目的とした工芸データベースの提供 3 Web3.0技術の利活用を進めます 1 文化・芸術・観光分野等へのNFTを活用した魅力向上 4 文化イベントに最先端技術を活用します 1 最先端技術を活用した文化イベントの開催 5 持続可能な文化運営環境を検討します 1 DAOなどを活用した文化運営環境の検討</p> <p>(出所：市DXプラン・(再掲)と記載があるものを除く)</p>	<p>カ 行政に関する具体的な取組</p> <p>市は、デジタル技術は、時間的・空間的な制約を解放し、これまでにないサービスで利便性を向上させると考えており、行政サービスにおいても、オンラインによる申請手続きやキャッシュレス決済、ペッシャー通知などの新たな付加価値を拡大する取り組みに拍車をかけていくとしている。また、マイナンバーカードの交付率が全国で約6割(2023年2月時点)に届く中で、マイナンバーカードを新しい社会基盤として、これを活用した施策に取り組むため、以下のような施策を具体的な取組として挙げている。</p> <p>1 マイナンバーカードを活用したサービス導入に取り組みます 1 マイナンバーカードによる証明等発行サービスの拡大 2 行政サービスのデジタル化を拡大します 1 オンラインを活用した相談・指導やイベントの実施 2 クーポンの電子化 3 電子申請の拡大 4 キャッシュレス決済の拡大</p> <p>5 書かない窓口の導入 3 AIを活用した市民サービス向上を図ります 1 安全安心へのAI技術導入 2 チャットボットの拡大 3 AI技術を活用した電話応対の向上 4 生成AIを活用した市民サービス向上施策の検討</p> <p>4 データの利活用を推進します 1 オープンデータの拡充と利活用 5 ドローンやIoT技術等を活用し安全・安心を図ります 1 ドローンやIoT技術を活用した防災・減災</p>
<p>オ 教育に関する具体的な取組</p> <p>市は、学びは学生固有のものではなく、あらゆる世代に共通するものであり、多くの人の学びが、結果として地域の幸福度を向上させるものであり、デジタルの知識や技術を学ぶことはもちろんのこと、デジタル技術の活用により、気軽に質の高い学びができる環境も広がっていると考えている。小中高生をはじめ、企業人や高齢者、障害のある方すべての人が学ぶことのできる環境の創出に取り組むため、以下のような施策を具体的な取組として挙げている。</p> <p>1 小中高生へのデジタル技術の学習機会を提供します 1 子供の興味・関心・意欲・技能に合わせた学びの機会の提供 2 金沢IT部活による高度なプログラミング学習の実施 3 次世代のドローン人材を育成</p>	

2 デジタルを活用した除雪体制の強化
6 防災・減災対策を図ります
1 避難所運営・管理のデジタル化
2 ARを活用したデジタルハザードマップアプリの導入

(出所：市DXプラン・再掲)

③成果の測定
市は、KPI（重要業績評価指標）として、2025年度末までの数値目標を設定しており、その内容は以下のとおりである。

・産業 DXに取り組む企業・団体数：200件
・地域 地域DXへの参加者数：300人
・文化 文化関連デジタルコンテンツの閲覧数：17万件
・教育 各事業の参加人数：2,000人
・行政 「金沢市はデジタル化が進んでいる」と感じる市民の割合：50%

(出所：市DXプラン)

(4) DXに関する令和5年度予算・決算の状況

- ①令和5年度予算・決算における取組分野別の事業費
令和5年度予算・決算における事業費を、市DXプランにおける取組分野別に示すと以下のとおりである。

(金額単位：千円)

分野	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
産業	146,123	141,131	+4,992
地域	27,480	20,264	+7,216
文化	57,900	54,198	+3,702
教育	19,700	13,216	+6,484
行政	179,765	168,144	+11,621
合計	430,963	396,953	+34,015

(出所：市提供データを監査人が加工したもの)

行政の予算額・決算額が最も多額であり、次いで産業の予算額・決算額が多額となっている。この2分野の予算額・決算額を合計すると、それぞれ325,888千円、309,275千円となり、DXに関する予算・決算の合計額が、それぞれ430,968千円、396,953千円であることから、この2分野の予算額・決算額が占める割合が、それぞれ76%、78%となっている。また、いずれの分野においても、決算額が予算額を下回っている。

②令和5年度予算・決算における取組分野別の事業費の財源

- 令和5年度予算・決算における事業費の財源を、市DXプランにおける取組分野別に示すと以下のとおりである。

分野	予算額	一般財源等	国	県
産業	146,123	104,722	41,401	-
地域	27,480	20,930	6,550	-
文化	57,900	34,450	23,450	-
教育	19,700	12,800	6,900	-
行政	179,765	147,527	31,971	267

⁷ ロードツールとは、プログラミング言語によるソースコードの記述量を最小限に抑えて、システムやアプリ、Webサイトを開発できるツールをいう。

⁸ チャットボット(chatbot もしくは chatterbot)とは、対話(chat)とロボット(robot)という2つの言葉からなる造語で、人間とコンピュータが対話するようにやりとりができるプログラムをいう。

		具体的な取組		予算額 a	決算額 b	差額 a-b
分野	予算額	一般財源等	国 県			
合計	430,968	320,429	110,272	267		-
分野	決算額	一般財源等	国 県			
産業	141,131	99,342	41,789	-	-	-
地域	20,264	16,064	4,200	-	8,528	+2,472
文化	54,198	30,766	23,432	-	1,800	-
教育	13,216	7,529	5,687	-	2,000	-
行政	168,144	142,513	25,519	112	4,228	+1,972
合計	396,953	296,214	100,627	112	1,000	+500

(出所：市提供データを監査人が加工したもの)

③令5年度予算・決算における具体的な取組別の事業費
ア 産業に関する具体的な取組別の事業費
産業に関する具体的な取組別の事業費について、予算額・決算額を示すと以下のとおりである。

具体的な取組		予算額 a	決算額 b	差額 a-b
1 Web3.0 技術の利活用を進めます		11,000	11,083	-83
1 産学官連携によるWeb3.0技術の社会実装の促進		6,000	6,052	-52
2 メタバース ⁹ を活用した金沢の文化や伝統の発信		5,000	5,031	-31
2 便利な移動サービスの提供を進めます		45,323	43,548	+1,775
1 金沢 MaaS ¹⁰ による便利な移動サービスの提供		16,750	15,845	+905
2 交通データ活用による新たな交通施策の検討		5,000	5,060	-60
3 公共交通利用キャッシュレス決済導入		23,573	22,643	+930
3 観光 DX を進めます		2,800	2,882	-82
1 快適な観光の提供に向けたデータ利活用の検討		2,800	2,882	-82

(出所：市提供データを監査人が加工したもの)

- 「5 農業や林業のスマート化を推進します」という取組の予算額・決算額が、それぞれ 76,000 千円、75,090 千円と、産業の分野の中では最も多額となっている。これは、主にスマート林業推進事業であり、市内全域の森林情報（地形、樹種、資源量、路網等）を航空レーザーで計測・解析し、林業経営や森林管理に活用するというものである。

次に多額であるのが、「2 便利な移動サービスの提供を進めます」という取組であり、予算額・決算額が、それぞれ 45,323 千円、43,548 千円となっている。これは、多様な移動手段による移動と、移動の目的である買い物などの多分野のサービスがシ

¹¹ オープンローミング（OpenRoaming）とは、公衆 Wi-Fi サービス関連事業者の業界団体である Wireless Broadband Alliance (WBA) による国際的な Wi-Fi 相互接続基盤のことである。高い安全性と利便性が特徴であり、一度設定するだけで世界中のオーバーローミング対応の Wi-Fi スポットにセキュリティを確保したことができる。

¹² スマートワークとは、情報通信技術（ICT）を活用して、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をすることをいう。テレワークやフルフレックス、ワーケーションなどがスマートワークの具体例に挙げられる。

¹³ 生成 AI とは、画像や動画などの新しいコンテンツやアイデアを作成したり、知っている情報を再利用して新たな問題を解決したりできる AI の一種をいう。

¹⁴ レーザーセンシングとは、対象物にレーザーを照射し、対象物とレーザー光の相互作用によって発生する信号光を受光して分析することにより対象物の情報を得る技術をいう。

¹⁵ スマート農業とは、ロボットや AI などの先端技術を活用して、農業の省力化や高品質生産、持続可能性の向上を目指す取り組みをいう。

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
5 マイナンバーカードを地域活性化に活用します	7,600	3,520	+4,080
1 マイナンバーカードを活用したスマートサービスの導入	7,600	3,520	+4,080
6 医療 DXに取り組みます	-	-	-
1 金沢市立病院における医療 DX 実現に向けた計画策定	-	-	-
7 移住・定住のプロモーションを推進します	2,740	2,740	-
1 デジタルを活用した移住希望者への効果的な情報発信	2,740	2,740	-
8 住民の健康増進に取り組みます	-	-	-
1 健康アプリを活用した住民の健康増進	-	-	-
地域合計	27,480	20,264	+7,216

(出所：市提供データを監査人が加工したもの)

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
1 デジタル技術を活用した地域活動の活性化に取り組みます	7,900	7,164	+736
1 町会活動のデジタル化の推進	7,700	7,014	+686
2 地域団体へのデジタルツール活用講座の開催	200	150	+50
2 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します	3,620	2,549	+1,071
1 シビックテック ¹⁶ の推進	3,400	2,329	+1,071
2 地域課題解決プラットフォームの提供	220	220	-
3 地域課題解決につなげる交流会の開催	-	-	-
3 デジタルデバイドの解消に取り組みます	2,290	1,149	+1,141
1 地域スマホ講座の開催	1,500	596	+904
2 障害のある人へのデジタルツール活用支援	790	553	+237
4 ダイバーシティ・インクルージョン ¹⁷ を推進します	3,320	3,142	+188
1 SNS やオンライン等を活用した多様な相談支援の実施	3,120	3,090	+30
2 産学官連携による最新技術を活用した障害のある人へのコミュニケーション支援の検討	210	52	+158
3 eスポーツ ¹⁸ を活用した障害のある人の社会参加促進	-	-	-

ウ 文化に関する具体的な取組別の事業費
文化に関する具体的な取組別の事業費について、予算額・決算額を示すと以下のとおりである。

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
1 デジタルミニュージアムを構築します	36,900	36,345	+555
1 デジタルミニュージアムによる新たな文化体験の提供	36,900	36,345	+555
2 文化的継承と活用を推進します	9,000	6,719	+2,281
1 埋蔵文化財のデジタルアーカイブ化	-	-	-
2 美術大学資料等財産のデジタルアーカイブ化	5,942	5,942	-

(金額単位：千円)

ームレスに提供される環境を整備し、市民等が便利・自由・快適に移動できるまちづくりを官民連携で進める金沢 Meas 推進事業や、交通事業者が導入するキャッシュレス化拡充システムに対し、国・県・市と連携して支援を行う事業が主なものである。なお、予算額・決算額がともに、零である取組は、令和6年度以降に行われるものである。

イ 地域に関する具体的な取組別の事業費

地域に関する具体的な取組別の事業費について、予算額・決算額を示すと以下のとおりである。

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
1 デジタル技術を活用した地域活動の活性化に取り組みます	7,900	7,164	+736
1 町会活動のデジタル化の推進	7,700	7,014	+686
2 地域団体へのデジタルツール活用講座の開催	200	150	+50
2 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します	3,620	2,549	+1,071
1 シビックテック ¹⁶ の推進	3,400	2,329	+1,071
2 地域課題解決プラットフォームの提供	220	220	-
3 地域課題解決につなげる交流会の開催	-	-	-
3 デジタルデバイドの解消に取り組みます	2,290	1,149	+1,141
1 地域スマホ講座の開催	1,500	596	+904
2 障害のある人へのデジタルツール活用支援	790	553	+237
4 ダイバーシティ・インクルージョン ¹⁷ を推進します	3,320	3,142	+188
1 SNS やオンライン等を活用した多様な相談支援の実施	3,120	3,090	+30
2 産学官連携による最新技術を活用した障害のある人へのコミュニケーション支援の検討	210	52	+158
3 eスポーツ ¹⁸ を活用した障害のある人の社会参加促進	-	-	-

¹⁶ シビックテックとは、市民（Civic）自らがテクノロジー（Tech）を活用して、自治体サービスの改善や地域社会の課題解決に向けたソリューションを構築・提供していくいう取り組みをいう。

¹⁷ ダイバーシティ・インクルージョンとは、多様性（Diversity）と包摂性（Inclusion）を組み合わせた言葉で、組織や社会において、多様な人々が互いを認め合い、個性を活かして活躍できる状態をいう。

¹⁸ eスポーツとは、コンピューターゲームやビデオゲーム、モバイルゲームを使つた対戦を競技として捉えたもので、「エレクトロニック・スポーツ」の略称である。

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
3 工芸文化の継承・発展を目的とした工芸データベースの提供	3,058	777	+2,281	11,800	10,408	+1,392
3 Web3.0 ¹⁹ 技術の利活用を進めます	2,000	520	+1,480	2,000	2,000	-
1 文化、芸術、観光分野等へのNFTを活用した魅力向上	2,000	520	+1,480	3 次世代のドローン人材育成	-	-
4 文化イベントに最先端技術を活用します	10,000	10,614	-614	4 次世代のICT人材育成	-	-
1 最先端技術を活用した文化イベントの開催	10,000	10,614	-614	2 企業におけるデジタル人材育成を促進します	4,000	- +4,000
5 持続可能な文化運営環境を検討します	-	-	-	1 企業のデジタル人材育成促進のためのリスクリング推進	4,000	- +4,000
1 DAO ²⁰ などを活用した文化運営環境の検討	-	-	-	3 地域のデジタル人材育成を促進します	1,000	- +834
文化合計	57,900	54,198	+3,702	1 大学連携による地域人材のリスクリング支援	1,000	- +834
(出所：市提供データを監査へが加工したもの)				4 教育分野のビッグデータ利活用を推進します	900	-258
				1 GIGAスクール端末等の蓄積データ利活用の検討	900	-258
				2 データ利活用による不登校対策の強化	-	-
				5 教育分野のデジタル活用を推進します	-	-
				1 デジタル活用による特別支援教育プログラムの強化	-	-
				2 デジタル通学路マップによる安心安全の提供	-	-
				教育合計	19,700	-13,216 +6,484

「1 デジタルミュージアムを構築します」という取組の予算額・決算額が、それぞれ 36,900 千円、36,345 千円と、文化の分野の中では最も多額となっている。これは、金沢ミュージアムプラス運営事業であり、文化施設の魅力や新たな体験を提供し続ける「金沢ミュージアム*」を運営し、最先端技術を通して、様々な文化施設の所蔵品をデジタルアーカイブ化し、公開することによって、市民、観光客及び研究者等が金沢の文化に触れる機会を提供するというものである。

次に多額であるのが、「4 文化イベントに最先端技術を活用します」という取組であり、予算額・決算額が、それぞれ 10,000 千円、10,614 千円となっている。これは、北陸新幹線敦賀延伸記念デジタルイベント事業であり、次世代通信技術「5G」を活用した遠隔での音楽ライブ、鼓門スマートライティング、新感覚 VR 体験会のイベントを開催したというものである。なお、予算額・決算額がともに、零である取組は、令和 6 年度以降に行われるものである。

工 教育に関する具体的な取組別の事業費

教育に関する具体的な取組別の事業費について、予算額・決算額を示すと以下のとおりである。

具体的な取組	予算額 a	決算額 b	差額 a-b
1 小中高生へのデジタル技術の学習機会を提供します	13,800	12,408	+1,392

教育に関する具体的な取組別の事業費合計の予算額・決算額は、それぞれ 19,700 千円、13,216 千円と市 DX プランにおける 5 つの取組分野の中で最も少額となっている。

このうち、「1 小中高生へのデジタル技術の学習機会を提供します」という取組の予算額・決算額が、それぞれ 13,800 千円、12,408 千円と、教育の分野の中では最も多額となっている。これは、主に金沢版子供プログラミング教育の実践事業であり、IT ビジネスプログラマ教育の拠点とし、大学等の高等教育機関や民間企業等と協働し、子供の興味・关心・意欲・技能にあわせた様々な学びの機会を提供するというものである。

次に多額であるのが、「2 企業におけるデジタル人材育成を促進します」という取組であり、予算額が 4,000 千円であるが、決算額が零となっている。これは、中小企業デジタル人材リスキリング促進助成事業であり、中小企業等における若手デジタル人材の育成を促進するため、IT パスポート試験等への受験料等を支援するというも

¹⁹ Web3.0 とは、DAO などを用いてユーザー同士が直接やりとりでできる分散型のインターネットを意味する概念である。

²⁰ DAO とは、Decentralized Autonomous Organization (分散型自律組織) の略で、組織の代表者が存在せず、参加者全員が平等な立場で運営する組織形態をいう。

のであるが、中小企業等からの申請が全くなかつたものである。なお、予算額・決算額がともに、零である取組は、令和6年度以降に行われるものである。

オ 行政に関する具体的な取組別の事業費

行政に関する具体的な取組別の事業費について、予算額・決算額を示すと以下のとおりである。

(金額単位：千円)			
具体的な取組	予算額a	決算額b	差額a-b
1 マイナンバーカードを活用したサービス導入に取り組みます	28,800	28,718	+82
1 マイナンバーカードによる証明等発行サービスの拡大	28,800	28,718	+82
2 行政サービスのデジタル化を拡大します	110,942	110,868	+74
1 オンラインを活用した相談・指導やイベントの実施	90,654	90,422	+232
2 クーポンの電子化	3,300	3,644	-344
3 電子申請の拡大	4,488	4,488	-
4 キャッシュレス決済の拡大	12,500	12,314	+186
5 書かない窓口の導入	-	-	-
3 AIを活用した市民サービス向上を図ります	12,630	13,475	-845
1 安全安心へのAI技術導入	6,500	5,988	+512
2 チャットボットの拡大	6,130	6,387	-257
3 AI技術を活用した電話応対の向上	-	-	-
4 生成AIを活用した市民サービス向上施策の検討	-	1,100	-1,100
4 データの利活用を推進します	2,452	2,482	-30
1 オープンデータの拡充と利活用	2,452	2,482	-30
5 ドローンやIoT技術等を活用し安全・安心を図ります	6,541	8,404	-1,863
1 ドローンやIoT技術を活用した防災・減災	6,541	8,404	-1,863
2 デジタルを活用した除雪体制の強化	-	-	-
6 防災・減災対策を図ります	18,400	4,197	+14,203
1 避難所運営・管理のデジタル化	-	-	-
2 ドローンやIoT技術を活用した防災・減災（再喝）	4,400	4,098	+302
3 AR ²¹ を活用したデジタルハザードマップアプリの導入	14,000	99	+13,901
行政合計	179,765	168,144	+11,621

(5) 市が所管する情報システム

①概要

市が所管する情報システム（企業局所管分を除く）は、情報システムの開発支援及び運用管理に関する業務を所管するデジタル行政戦略課から提出されたデータによると、以下のとおりであるが、全部で162あることから、局や委員会といった単位で分割して示すこととする。

(出所：市提供データを監査人が加工したもの)

行政に関する具体的な取組別の事業費合計の予算額・決算額は、それぞれ179,765千円、168,144千円と市DXプランにおける5つの取組分野の中で最も高額となっている。

このうち、「2 行政サービスのデジタル化を拡大します」という取組の予算額・決算額が、それぞれ110,942千円、110,868千円と、行政の分野の中では最も多額となっている。これは、金沢マラソン開催事業が含まれていることが原因である。金沢マートフォンにインストールして、参加者がそれぞれの時間・コース・ペースで走る金沢マラソンオンラインを開催していることから、DX関連事業に含めている。金沢マラソン開催事業の予算額・決算額は、ともに90,000千円となっているが、そのうち金沢マラソンオンラインに開通する事業費は3,000千円程度である。

次に多額であるのが、「1 マイナンバーカードを活用したサービス導入に取り組みます」という取組であり、予算額・決算額が、それぞれ28,800千円、28,718千円となっている。これは、税証明書コンビニ交付サービスの導入事業であり、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで所得・課税証明書を受け取ることを可能とするというものである。

このほか、「6 防災・減災対策を図ります」という取組では、水害ハザードマップ事業において、頻発化する水害から市民の生命と財産を守るために、スマートフォンの位置情報を活用したデジタルハザードマップアプリを導入し、平常時から、手軽な確認を可能とするとともに、緊急時ににおける早期の避難行動を促し、安全確保につなげようとしたことである。しかし、別発注の金沢市汎水ハザードマップ作成業務委託の委託業者が能登半島地震対応で繁忙となってしまったといった経緯により、令和5年度において14,000千円の予算を措置したが、アプリの完成が令和6年度6月に繰り越されたため、別発注のアイコンデザイン費99千円のみが決算額とされている。加えて、「3 AIを活用した市民サービス向上を図ります」という取組は、予算額・決算額が、それぞれ12,630千円、13,475千円であり、児童相談所にAI相談支援ツールを導入することにより、電話メモをとる作業が軽減され、より相談内容に集中することが出来るようになつたといつた成果が得られている。なお、予算額・決算額とともに、零である取組は、令和6年度以降に行われるものである。

²¹ IoT (Internet of Things)とは、さまざまなモノをインターネットに接続し、データの収集や交換を行う技術を指す。日本語では「モノのインターネット」とも呼ばれる。

²² AR (Augmented Reality)とは、実際の世界の環境にデジタルで読み取った仮想情報を重ね合わせる技術を指す。

No.	組織名称	システム名称	システム名称
31	税務課	税務システム	税務システム
32	資産税課	金沢市固定資産課税支援システム	路線評価システム
33	資産税課		家屋評価システム
34	資産税課		登記課税連携システム
35	資産税課		所有者調査管理システム
36	資産税課		課税資料イメージ管理システム
37	市民税課		eLTAX(国税連携システム)
38	市民税課		elTAX(審査システム)
39	市民税課		(出所:市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)
都市政策局に属する組織が所管する情報システムは以下の6つである。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
1	調査統計室	統計調査支援システム	
2	交通政策課	まちなか駐車場管理システム	
3	駐車場案内システム		
4	市政情報デジタルライブラリー		
5	AI活用行政情報自動案内システム		
6	クラウド型市公式ホームページ管理システム		
(出所:市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
総務局に属する組織が所管する情報システムは以下の33である。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
7	総務課	出退表示システム	文化スポーツ局に属する組織が所管する情報システムは以下の3つである。
8	総務課	公有財産管理システム	文化政策課
9	文書法制課	例規システム	金沢市废弃物交换システム予約システム
10	文書法制課	法令逐条解説等閲覧・検索クラウドシステム	歴史都市推進課
11	文書法制課	目録システム	金澤町家データベース
12	デジタル行政戦略課	グループウェアシステム	スポーツ振興課
13	デジタル行政戦略課	インターネット接続・ファイル無害化等システム	金沢市スポーツ振興課
14	デジタル行政戦略課	基幹情報システム	ITビジネスプラザ武蔵子約システム
15	デジタル行政戦略課	番号連携システム	金沢未来のまち創造館予約システム
16	デジタル行政戦略課	基幹情報ネットワークシステム	
17	デジタル行政戦略課	仮想化基盤システム	(出所:市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)
18	デジタル行政戦略課	地図情報システム	農経局に属する組織が所管する情報システムは以下の10である。
19	デジタル行政戦略課	オーフンデータ管理システム	No.
20	デジタル行政戦略課	金沢市電子申請システム	組織名称
21	デジタル行政戦略課	文書管理財務会計システム	システム名称
22	デジタル行政戦略課	庁内WEB会議システム	
23	デジタル行政戦略課	住民基本台帳ネットワークシステム	
24	人事課	人事給与システム	農業水産振興課
25	人事課	庶務事務システム	農地情報管理システム
26	監理課	金沢市電子入札システムSaaS(工事)	農業振興地域情報システム
27	監理課	金沢市電子入札システムSaaS(物品・役務)	イノシシ等出没情報メール配信システム
28	監理課	成績評定システム	補助版標準精算システム
29	財政課	起債管理システム	地籍情報管理システム
30	税務課	市税滞納管理システム	市営造林管理システム
			森林情報管理システム
			クマ出没情報メール配信システム
			中央卸売市場企画会計システム
			市場内情報ネットワークシステム

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

市民局に属する組織が所管する情報システムは以下の15である。

No.	組織名称	システム名称
55	市民課	住民記録システム
56	市民課	スマート窓口システム
57	市民課	戸籍オンラインシステム
58	市民課	斎場電話予約システム
59	市民課	墓地管理システム
60	市民課	個人番号カード更新・交付予約システム
61	近江町交流プラザ	いしかわ施設予約サービス
62	保険年金課	国民健康保険事務処理標準システム
63	保険年金課	後期高齢者医療法改正適合電算処理システム
64	保険年金課	後期高齢者医療保険料徴収システム
65	保険年金課	国保総合システム
66	保険年金課	国保情報集約システム
67	保険年金課	KIB(国保データベース)システム
68	保険年金課	国保実績報告書作成システム
69	保険年金課	国民年金システム

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

こども未来局に属する組織が所管する情報システムは以下の11である。

No.	組織名称	システム名称	システム名称
83	子育て支援課	児童手当システム	システム名称
84	子育て支援課	児童扶養手当システム	
85	子育て支援課	母子寡婦システム	
86	子育て支援課	子育てアプリ	
87	子育て支援課	かなざわ子育てスマートボン(電子版)管理システム	
88	子育て支援課	児童扶養手当申請手続等のデジタル化システム	
89	保育幼稚園課	子ども・子育て支援システム	
90	保育幼稚園課	市立保育所緊急連絡一斉メール配信システム	
91	保育幼稚園課	市立保育所登園管理システム	
92	保育幼稚園課	市立保育所保育業務支援システム	
93	こども相談センター	電話相談AI支援システム	

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

No.	組織名称	システム名称	システム名称
94	環境政策課	戸室新規埋立場計量システム	システム名称
95	環境政策課	環境情報管理システム	
96	環境政策課	自動車騒音評価支援システム(面的評価支援システム)	
97	環境政策課	大気汚染常時監視システム	
98	ごみ減量推進課	ごみ収集管理システム	
99	ごみ減量推進課	家庭ごみ24時間AIサポートシステム	
100	ごみ減量推進課	ごみ分別アプリ5374app	

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

No.	組織名称	システム名称	システム名称
101	都市計画課	都市計画決定図書アーカイブシステム	
102	都市計画課	都市計画地図情報システム	
103	都市計画課	まちづくり支援情報システム	
104	都市計画課	土木設計積算システム	
105	都市計画課	建築・設備積算システム	
106	都市計画課	営繕積算システム	
107	緑と花の課	公園台帳管理システム	
108	建築指導課	建築行政共用データベースシステム	

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

No.	組織名称	システム名称	システム名称
109	建築指導課	建築確認申請履歴検索システム	
110	建築指導課	土地利用台帳管理システム	
111	建築指導課	空き家情報管理システム	
112	建築指導課	金沢市空き家等活用・流通促進体制クラウドサービス	
113	景観政策課	屋外広告物管理システム	
114	住宅政策課	公営住宅システム	
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
土木局に属する組織が所管する情報システムは以下の8つである。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
115	道路管理課	道路情報管理システム	
116	道路管理課	道路維持管理システム	
117	道路管理課	道路台帳管理システム	
118	道路管理課	除雪管理システム	
119	道路管理課	雪情報システム	
120	内水整備課	かなざわ雨水情報システムネットワーク	
121	内水整備課	法定公共物管理システム	
122	營繕課	市有施設情報管理システム	
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
会計課は、会計管理者の職務を補助するために設置された組織であり、所管する情報システムは以下の1つである。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
123	会計課	地方公会計システム	
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
危機管理課は、危機管理監の職務を補助するために設置された組織であり、所管する情報システムは以下の1つである。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
124	危機管理課	金沢市防災情報システム	
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
教育委員会事務局に属する組織が所管する情報システムは以下の24である。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
125	教育総務課	学校事務支援システム	選舉管理委員会
126	教育総務課	調理場管理システム	期日前投票システム
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			
選舉管理委員会が所管する情報システムは以下の3つである。			
No.	組織名称	システム名称	システム名称
149	議会事務局総務課	議員履歴管理システム	議員名簿システム
150	議会事務局総務課	会議録検索システム	議會ペーパース会議システム
151	議会事務局総務課	議会教育センター	金沢市教育プラザ公共施設予約システム
(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)			

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

農業委員会に属する組織が所管する情報システムは以下の2つである。

No.	組織名称	システム名称
155	農業委員会事務局	農業委員会サポートシステム
156	農業委員会事務局	農地履歴管理システム

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

消防局に属する組織が所管する情報システムは以下の4つである。

No.	組織名称	システム名称
157	予防課	金沢市火災予防情報メール
158	警防課	多言語対応金沢救急アブリ
159	警防課	多言語対応金沢救急アブリ応急救援宿泊施設版
160	情報指令課	高機能消防指令システム

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

市立病院に属する組織が所管する情報システムは以下の2つである。

No.	組織名称	システム名称
161	市立病院事務局	医療情報システム
162	市立病院事務局	市立病院企業会計システム

(出所：市提供データ・ナンバーは監査人が付したもの)

②状況分析

デジタル行政戦略課が属する総務局の組織が所管する情報システムの数が33と最多であり、それに次いで、教育委員会事務局の組織が所管する情報システムの数が24となっている。

そのほか、都市政策局広報広聴課が所管する「AI活用行政情報自動案内システム」など、最新の技術を用いた情報システムとともに、こども未来局子育て支援課が所管する「かなざわ子育てスマートフォン（電子版）管理システム」といった、市民に対するスマートフォンを通じてサービス提供をする情報システムが散見される。

③クラウドサービスの利用状況

クラウドサービスとは、インターネット等のネットワークを通じてソフトウェアやハードウェアを利用する情報システムサービスをいう。現在、国が政府共通のクラウドサービスの利用環境として整備しているガバメントクラウドは、クラウドサービスの

²³ セキュア (secure) とは、英語で「安全な」「安心な」「危険のない」という意味であり、ウイルス対策やデータの暗号化機能などを導入し、セキュリティが確保された状態を指す。

(6) 市が所管する情報システムに関する歳出の状況

①概要

令和3年度から令和5年度における市が所管する情報システムに関する歳出の状況は、以下のとおりであるが、全部で162あることから、局や委員会といった単位で集約して示すこととする。

(金額単位：百万円)

局・委員会等名称	R3d				R4d				R3d				R4d				R5d			
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額		
都市政策局	31	27	10	10	28	28	28	28	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
総務局	677	671	897	901	597	593	—	—	—	—	—	—	21	20	—	—	—	—		
文化スポーツ局	11	11	12	11	11	11	11	11	9	例規システム	5	4	3	3	3	3	3	3		
経済局	4	5	1	1	4	4	4	4	10	法令逐条解説等閲覧・検索クラウドシステム	0	0	0	0	0	0	0	0		
農林水産局	19	19	19	19	20	20	20	20	11	目録システム	0	0	0	0	0	0	0	0		
市民局	782	353	782	445	422	222	222	222	12	グループウェアシステム	6	6	8	8	8	8	8	8		
福祉健康局	123	135	188	192	127	132	132	132	13	インターネット接続・ファイル無害化等システム	12	12	13	13	42	37	37	37		
子ども未来局	27	26	76	79	20	20	20	20	14	基幹情報システム	238	238	238	238	238	238	238	238		
環境局	22	23	15	15	34	34	34	34	15	番号連携システム	18	18	53	64	12	12	12	12		
都市整備局	33	35	36	35	72	72	72	72	16	基幹情報ネットワークシステム	10	9	3	3	3	3	3	3		
土木局	50	52	57	63	54	55	55	55	17	仮想化基盤システム	14	15	14	14	15	15	15	16		
会計管理者	6	5	0	0	0	0	0	0	18	地図情報システム	3	3	3	3	3	3	3	3		
危機管理監	24	24	24	24	24	24	24	24	19	オープンデータ管理システム	9	9	7	7	2	2	2	2		
教育委員会事務局	300	269	197	198	211	207	207	207	20	金沢市電子申請システム	4	4	4	4	4	4	4	4		
議会事務局	3	4	3	4	3	3	3	3	21	文書管理財務会計システム	197	195	225	224	25	26	26	26		
選挙管理委員会	1	1	2	2	0	0	0	0	22	庁内WEB会議システム	1	1	1	1	1	1	1	1		
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	23	住民基本台帳ネットワークシステム	3	3	3	3	3	3	3	3		
消防局	67	67	67	67	67	67	67	67	24	人事給与システム	17	17	32	32	33	33	33	33		
市立病院	80	82	78	79	77	79	79	79	25	庶務事務システム	53	52	120	120	20	20	20	20		
合計	2,269	1,817	2,473	2,154	1,779	1,577	1,577	1,577	26	金沢市電子入札システムS a a S(工事)	8	8	8	8	8	8	8	8		

(出所：市提供データを監査人が加工して作成)

令和3年度から令和5年度までのいずれの年度においても、総務局の歳出が最も多額で、次いで多額であるのが市民局の歳出という状況が継続している。加えて、令和5年度における決算額合計1,577百万円のうち、総務局及び市民局における決算額が合計で815百万円と令和5年度における決算額合計の約52%を占めていることから、総務局及び市民局における歳出の明細を示す。

No.	情報システム名称	R3d				R4d				R3d				R4d				R5d			
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額		
7	退表示システム	5	5	5	5	5	5	5	5	8	公有財産管理システム	—	—	—	—	—	—	21	20		
9	例規システム	5	4	3	3	3	3	3	3	10	法令逐条解説等閲覧・検索クラウドシステム	0	0	0	0	0	0	0	0		
11	目録システム	0	0	0	0	0	0	0	0	11	インターネット接続・ファイル無害化等システム	12	12	13	13	42	37	37	37		
12	グループウェアシステム	6	6	8	8	8	8	8	8	13	データ登録・検索システム	14	14	14	14	15	15	15	16		
14	基幹情報システム	238	238	238	238	238	238	238	238	15	番号連携システム	18	18	53	64	12	12	12	12		
16	基幹情報ネットワークシステム	10	9	3	3	3	3	3	3	17	仮想化基盤システム	14	15	14	14	15	15	15	16		
18	地図情報システム	3	3	3	3	3	3	3	3	19	オープンデータ管理システム	9	9	7	7	2	2	2	2		
20	金沢市電子申請システム	4	4	4	4	4	4	4	4	21	文書管理財務会計システム	197	195	225	224	25	26	26	26		
22	庁内WEB会議システム	1	1	1	1	1	1	1	1	23	住民基本台帳ネットワークシステム	3	3	3	3	3	3	3	3		
24	人事給与システム	17	17	32	32	32	32	32	32	25	庶務事務システム	53	52	120	120	20	20	20	20		
26	金沢市電子入札システムS a a S(工事)	8	8	8	8	8	8	8	8	27	金沢市電子入札システムS a a S(物品・役務)	2	0	1	1	1	1	1	1		
28	成績評定システム	—	—	—	—	—	—	—	29	起債管理システム	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
30	市税滞納管理システム	—	—	—	—	—	—	—	31	税務システム	64	60	81	80	80	80	80	80	80		

No.	情報システム名称	R3d		R4d		R5d	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
32	金沢市固定資産課税支援システム	21	20	21	17	18	
33	路線評価システム	0	0	0	0	0	
34	家屋評価システム	1	1	1	2	2	
35	登記課税連携システム	17	15	31	4	4	
36	所有者調査管理システム	-	-	-	1	0	
37	課税資料イメージ管理システム	5	5	5	5	5	
38	e-TAX(国税連携システム)	17	17	20	25	25	
39	e-TAX(審査システム)						
	合計	677	671	897	901	597	593

(出所：市提供データを監査人が加工して作成)

令和5年度における歳出の決算額で最も多額であるのが、No.14の基幹情報システムの238百万円であり、令和3年度及び令和4年度においても238百万円となっている。次いで多額であるのが、No.31の税務システムの80百万円であり、令和4年度においては60百万円となっている。また、No.21の文書管理財務会計システムは、令和5年度における歳出の決算額が26百万円であるが、令和3年度は195百万円、令和4年度は224百万円と、基幹情報システムに次いで2番目に多額となっている。

③市民局
令和3年度から令和5年度における市民局が所管する情報システムに関する歳出は、以下のとおりである。

(金額単位：百万円)

No.	情報システム名称	R3d		R4d		R5d	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
23	住民基本台帳ネットワークシステム	24	22	18	18	4	6
55	住民記録システム	8	8	6	6	6	6
56	スマート窓口システム	51	34	9	9	9	9
57	戸籍オンラインシステム	15	15	35	31	18	19
58	斎場電話予約システム	3	3	2	2	5	6
59	墓地管理システム	0	0	0	0	0	0
60	個人番号カード更新・交付予約システム	-	-	-	-	-	-
61	いしかわ施設予約サービス	0	0	0	0	0	0
62	国民健康保険事務処理標準システム	352	138	397	252	62	51

No.23の住民基本台帳ネットワークシステムは、総務局と市民局において共同で管理しており、市民局においても歳出があるため記載している。令和5年度における歳出の決算額で最も多額であるのが、No.62の国民健康保険事務処理標準システムの51百万円であり、令和3年度は138百万円、令和4年度は252百万円となっている。このほか、No.63の後期高齢者医療・介護連合電算処理システム、No.64の後期高齢者医療保険料徴収システム、No.65の国保総合システムも令和3年度から令和5年度にかけて額の歳出があり、No.62からNo.65までにおける令和5年度における決算額を合計すると、140百万円と令和5年度における決算額合計222百万円の約63%を占めている。

第4 監査手続

1. 概要

(1) 監査対象の選定

①DX

以下のようないくつかの観点を総合的に勘案し、監査対象の選定を実施した。

- ・令和5年度の予算額が1,000千円以上かかる、財源が国・県ともに零の事業
- ・令和5年度において1,000千円以上の予算が措置されていたが、令和6年度において予算措置がない事業
- ・令和5年度において1,000千円以上の予算が措置されていたが、決算額が零であり、かつ、令和6年度において予算措置がある事業
- ・事業別の予算額上位10件のうち、上記3点に該当しない事業

(2) 情報システム

以下のようないくつかの観点を総合的に勘案し、監査対象の選定を実施した。

- ・基幹情報、財務会計など、財務事務の根幹となるものの
- ・情報システムの名称にAIが入っている等、DXと関連があると思われるもの
- ・過年度において、市税をテーマにした包括外部監査が実施されたが、監査実施当时になかつた市税が導入されたため検証するもの

なお、国民健康保険事務処理標準システムなどは、市民局における情報システムに関する議題に占める割合が高いが、昨年度の監査における特定の事件である「特別会計」と重複するため監査対象外とした。

(3) 監査の方法

①DX

市所管課に対し、以下の資料等の提出を依頼し、監査手続を実施した。

提出

- ・DXに関する予算・決算・財源の明細データ
- ・DXに関する歳出の関連資料

上記資料に基づき、監査対象事業を選定した後、歳出の内容に応じて、以下のように関連資料の提出を依頼した。

(委託料の場合)

- ・業者作成の見積書一式
- ・業務仕様書一式
- ・競争入札の場合、入札公告から落札者決定までの関連資料一式
- ・随意契約の場合、理由書

・支出負担行為の証書

・契約書一式

・委託業務結果報告書一式（業務の成果物含む）

(金沢市補助金交付事務取扱規則に規定される補助金の場合)

- ・補助金交付要綱など補助金の内容が分かる資料一式（国や県から財源がある場合は、市の要綱だけではなく国や県の要綱も含めて）
- ・補助金交付申請書及び添付資料一式（金沢市補助金交付事務取扱規則（以下「補助金規則」という。）第3条）
- ・補助金交付に係る審査資料一式（補助金規則第4条）
- ・補助事業変更／中止／廃止承認申請書（補助金規則第5条）
- ・補助金交付決定通知書（補助金規則第6条）
- ・状況報告資料一式（補助金規則第10条）
- ・補助事業実績報告書（補助金規則第12条）（国や県から財源がある場合は、補助事業者から市に提出されたものだけでなく、市が作成し、国や県に提出する実績報告書も含めて）
- ・補助金確定通知書（補助金規則第13条）
- ・補助金の交付決定及び確定通知書（補助金規則第16条）
- ・補助金の請求書（補助金規則第16条）
- ・概算払又は前払の場合の理由書（補助金規則第16条）
- （負担金の場合）
- ・概要書
- ・交付申請書・添付資料
- ・歳出前の審査資料
- ・交付決定通知書
- ・事業完了後の実績報告書
- ・概算払等の理由書

実施した監査手続

- ・自治体DXの取組に関するダッシュボードによる他市との比較
- ・自治体DXの取組に関するダッシュボードに関する質問
- ・金沢市DXアクションプランに関する質問
- ・委託料、補助金に関する提出資料の閲覧、質問

提出された資料の分析や、これらの質問に対する回答の吟味等に基づき、実施する監査手続内容を検討した。また、過年度における市の包括外部監査結果報告書を通訳する

報告書頁	意見の内容	措置の内容及び現在の状況
	<p>②情報システム</p> <p>市所管課に対し、以下の資料等の提出を依頼し、監査手続を実施した。</p> <p>提出を依頼した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに関する明細データ ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問 ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問 <p>実施した監査手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問 ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問 	<p>ランニング費用を助成すれば市の負担は大きく膨らみ、財政的な問題が今後生じる可能性がある。現在決算額は予算に達していないが、財源には限りがある。</p> <p>地域コミュニケーションICT活用促進事業について、事業の浸透に伴う将来的な市の財政負担の増加が懸念されるため、年間利用料等のランニング費用への補助については、見直しを検討する必要がある。</p>
33	(町会の「見える化」への検討)	<p>本報告書作成時点未指置であり、現在の状況は以下のとおりである。</p> <p>「まちづくり支援情報システム」にある「町会区域情報」において、町会等の区域の情報に加えて、ホームページ等のリンクを掲載することは技術的に可能であると聞いている。</p> <p>当該システムに、各校下(地区)町会連合会等のホームページ等へのリンクを掲載するとの可否について、金沢市町会連合会に問い合わせているところである。</p>

とともに、包括外部監査の結果を受けた措置の状況を把握し、当年度における特定の事件に関連した指摘・意見の有無を確かめた。

- ②情報システム
- 市所管課に対する明細データ
- ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問
 - ・情報システムに関する条例マニュアル等の内容に関する質問

提出された資料の分析や、これら質問に対する回答の吟味等に基づき、実施する監査手続内容を検討した。また、過年度における市の包括外部監査結果報告書を通訳するとともに、包括外部監査の結果を受けた措置の状況を把握し、当年度における特定の事件に関連した指摘・意見の有無を確かめた。

2. 過年度包括外部監査の結果を受けた措置の状況

(1) 過年度包括外部監査の結果

①概要

過年度包括外部監査において、当年度における特定の事件である「DX及び情報システムに関する財務事務の執行並びに事業管理について」に関する指摘・意見の有無を確かめたところ、令和3年度の包括外部監査において、DXに関する考え方があることを把握した。

②令和3年度包括外部監査における意見

令和3年度包括外部監査の特定の事件は、「市民協働に関する財務事務の執行について」であった。当時の監査報告書における記載により、報告書頁、意見の内容、措置の内容及び現在の状況を示すと、以下のとおりである。

報告書頁	意見の内容	措置の内容及び現在の状況
33	(ランニング費用等の補助の見直し)	<p>地域活動収信アブリ「結ネット」(は、地域コミュニケーションのICT化を推進するツールの一つであることに加え、能登半島地震発生時には、地域における情報共有、安否確認及び行政との緊急連絡ツールとして、非常に有用であったこと</p>

以上の2意見のうち、「ランニング費用等の補助の見直し」については、令和3年度包括外部監査が実施された時点と状況が変わっていることから、ランニング費用等の

第5 監査の結果（DX）

1. 市DXアクションプランに関する事項

(1) KPIについて

補助については継続することとしたという措置内容であった。そこで、令和5年度において、レンニング費用等の補助がどのように実施されているかどうかを検証することにした。また、「町会の「見える化」への検討」については、直接的な歳出が生じている状況ないことから、検証対象としなかった。

3. 詳細

(1) 監査要点ごとの監査手続

①DX及び情報システムに係る財務事務に関する適切性の検証
DX 及び情報システムに係る条例マニュアル等を通読し、所管課に對し条例マニュアル等で作成が求められる資料等の提出を求め、ヒアリングを実施し、財務事務の内容を把握した。

(2)DX及び情報システムに係る事務に関する適正性の検証

DX 及び情報システムに係る条例マニュアルを通読し、所管課に對し条例マニュアル等で作成が求められる資料等の提出を求め、ヒアリングを実施し、管理に関する事務の内容を把握した。

(3)DX及び情報システムに係る事務事業に関する経済性の検証

DXに関する予算・決算・財源の明細データ（情報システムに関するものも含まれる）
から事務事業に係る歳出の取引を抽出し、当該歳出に係る契約書、競争入札の場合は入札調書等、随意契約の場合は随意契約理由書等、補助金の場合は補助金交付要綱等の関連資料を閲覧するとともに、必要に応じて所管課に對しヒアリングを実施した。

(4)DX及び情報システムに係る事務事業に関する効率性の検証

DX 及び情報システムに係る財務事務の適切性を検証すると同時に、関連資料を閲覧していく際に、非効率な財務事務の有無を検証した。

(5)DX及び情報システムに係る事務事業に関する有効性の検証

DX 及び情報システムに係る事務事業の目的及び内容を把握し、必要に応じて所管課に對しヒアリングを実施し、事務事業の有効性を検証した。

(6)個人情報を含む機密情報の管理に関する適切性の検証

情報システムに係る条例マニュアルのうち、「金沢市情報セキュリティ対策基準」の規定に基づく管理に関する事務について、必要に応じて所管課に対しヒアリングを実施した。監査対象である情報システムの一部についてサーバーハームを観察し、機密情報の管理状況を検証した。

第5 監査の結果（DX）

1. 市DXアクションプランに関する事項

(1) KPIについて

文化関連デジタルコンテンツの閲覧数が17万件とあり、主な指標として金沢ミュージアム*のビュー数が挙げられている。当該KPIは、市政運営の最上位計画である「未来共创計画」におけるKPIに設定されているものであり、整合性をとるために同じKPIを設定しており、金沢ミュージアム*はコンテンツが多くため、コンテンツの閲覧数を重視し、ビュー数としたことである²⁴。

②問題点

ビュー数の増減だけでは、訪問者がどの程度増減したのか、コンテンツの追加がビュー数にどの程度影響を与えたのか不明確である。

③意見01《KPIの補完的分析》

ビュー数だけでは、同一の訪問者が複数回アクセスした場合でも増加することから、訪問者の増減が不明確である。コンテンツの追加に伴い、ビュー数の増加が見込まれるが、コンテンツの増加が、ビュー数の増加にどの程度有効であったのか不明確である。そこで、補完的にユニークユーザー数を把握した上で、ビュー数と訪問者数の相関関係も含めて分析する必要がある。

(2) 参考指標について

①検出事項

市DXアクションプランの参考指標とは、府内のデジタル化推進を目的として策定し市DXデジタル戦略において設定したKPIである。市DXアクションプランは市民サービスに対する計画であるため、KPIとして設定しなかったが、引き続きフォローするために参考指標として掲載している。参考指標は、6つ挙げられているが、そのうち、プリント削減枚数（紙使用量）は、金額的に測定することが可能であるが、削減枚数で示されている。

②問題点

参考指標と市の財政への寄与度の関係が不明確である。
参考指標と市の財政への寄与度の関係が不明確である。

③意見02《参考指標の追加》

プリント削減枚数（紙使用量）は、複合機のカウントを集計して測定しており、ペーパーレス化をわかりやすく表現するため、削減枚数で示したとのことである。しかし、ペーパーレス化の取組みを進めて歳出を削減することにより、市の財政にどの程度寄間内にコンテンツを閲覧したユーザーの実人数を表す指標をいう。

²⁴ ビュー数とは、コンテンツの閲覧数をいい、意見にあるユニークユーザー数とは、一定期間内にコンテンツを閲覧したユーザーの実人数を表す指標をいう。

与したのかを測定できるのであれば、削減枚数だけでなく、削減金額も記載する必要がある。

3. スマート林業推進事業に関する事項

(1) 概要

事業名	スマート林業推進事業
所管課	農林水産局森林再生課
分野	市DXアクションプランにおける分類
大項目	1 産業
小項目	5 農業や林業のスマート化を推進します
内容	1 レーザーセンシング技術を活用したスマート林業の推進 市内全域の森林情報（地形、樹種、資源量、路線等）を航空レーダーで計測・解析し、林業経営や森林管理に活用する。
成果	市内全域の民有林 231.65 平方キロメートルについて、航空レーダー計測（微地形表現図、傾斜区分図など）及び森林情報解析（樹種、材積、単木情報（樹高や直径）など）を行うことで、金沢市市営造林運用計画の策定に寄与した。

令和5年度における予算額・決算額とその財源（金額単位：千円）

	合計	国	県	一般財源等
予算額	75,500	31,500	-	44,000
決算額	74,590	28,501	-	46,089

(2) 委託業務の内容

事業名	金沢 MaaS 推進事業
所管課	都市政策局交通政策課
分野	市DXアクションプランにおける分類
大項目	1 産業
小項目	2 便利な移動サービスの提供を進めます
内容	1 金沢 MaaS による便利な移動サービスの提供 IoT や AI が可能とする新たなモビリティの導入を含め、多様な移動手段による移動と、移動の目的である買い物などの多分野のサービスがシームレスに提供される環境を整備し、全ての市民等が便利、自由、そして快適に移動できる都市づくりを推進する。
成果	のりまつし金沢の時刻検索機能の向上や、石川線・バス等乗継円滑化実験（5割引きに拡充、香林坊から金沢駅まで延伸）、まちなか交通ガイドのデジタル化（日・英）など、利便性向上を図った。

	合計	国	県	一般財源等
予算額	16,750	6,835	-	9,915
決算額	15,845	6,382	-	9,463

(2) 金沢 MaaS コンソーシアムの情報開示について

① 檢出事項

金沢 MaaS コンソーシアムの令和5年度における事業計画及び事業報告によると、個別事業単位での予算額及び決算額が記載されているが、金沢 MaaS コンソーシアム全体の予算額や決算額が開示されていない。また、他団体の事例を検索したところ、事務費について勘定科目に細分化されて開示されている。

② 問題点

金沢 MaaS コンソーシアム全体の財務状況が不明確である。

③ 見解

③意見 03 『金沢 MaaS コンソーシアムの情報開示』
令和6年度から正会員より会費を徴収する予定であり、金沢 MaaS コンソーシアム全体の予算額や決算額を開示する予定とのことであるが、單に個別事業単位での予算額及び決算額並びに事務費の予算額及び決算額を合計した収支報告を行うのではなく、事務費について勘定科目に細分化した形で収支報告を行う必要がある。

なお、市では、工事、測量・設計等コンサル以外の業務においては、予定価格及び最低制限価格は公表しないこととされているため、「非公表」と記載している。これ以降に記載する委託業務も同様の取扱いである。

(3) 最低制限価格の設定根拠について

(1) 検出事項

金沢市森林資源解析及び市営造林運用計画等策定業務は、金沢市契約規則第15条に基づき、最低制限価格が設定できる契約であることから、最低制限価格を設定している。最低制限価格の設定に当たっては、最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを検討し、契約の種類に応じ、予定価格に対する割合を選択し決定する。文書管理財務会計システムには、予定価格決定書が添付され、最低制限価格が記載されているが、最低制限価格の設定根拠となる条文が明記されていない。

(2) 問題点

最低制限価格の設定の妥当性に気づきにくく状況となっている。

(3) 見解 04 『最低制限価格の設定根拠の明確化』

最低制限価格の設定は、20種類の契約の中から最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを検討し（金沢市契約規則第15条第1項）、契約の種類に応じ、4つの規定から予定価格に対する割合を選択し決定する（金沢市契約規則第15条第2項）。このように、最低制限価格の設定に当たっては、複雑な判断が必要であり、また、最低制限価格の設定を誤るようなことがあれば、入札手続にも重大な影響を及ぼす。そのため、最低制限価格を設定する契約は、その設定根拠となる条文を執行同様に記載するなど、事務誤りを予防する措置を講じる必要がある。

4. 地域活動発信アプリ（結ネット等）の普及促進事業に関する事項

(1) 概要

事業名	地域活動発信アプリ（結ネット等）の普及促進事業	
所管課	市民局市民協働推進課	
分野	市DXアクションプランにおける分類	
大項目	2 地域	市民局市民協働推進課
小項目	1 町会活動のデジタル化の推進	市DXアクションプランにおける分類
内容	町会活動のデジタル化を支援し、地域の情報共有や発信、若い世代の町会活動への参加促進と町会運営の効率化及び負担軽減を図る。	大項目 2 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します
成果	地域活動発信アプリ「結ネット」の普及促進のため、補助金による導入費等の支援や、導入説明会に学生ボランティアによるICT推進員を派遣するなどのサポートを行い、計40校下（地区）で導入があつた。	小項目 1 シビックテックの推進
令和5年度における予算額・決算額とその財源（金額単位：千円）		
合計	国	県 一般財源等
予算額	7,700	- 7,700
決算額	7,014	- 7,014

(2) 捜出事項

本事業は、令和3年度の包括外部監査において意見が提出された。地域ICTプラットフォームサービス「結ネット」は、町会等地域団体や各種団体において、通常は地域電子回覧板や自治体・事務局等からの情報受発信ツールとして利用し、災害時には安否確認システムとして活用できるスマートフォンのアプリであり、市は、当該アプリ等の普及促進のため、各町会連合会からの申請に応じて、補助金を交付している。各町会連合会への周知に当たって使用している、令和5年度地域コミュニティICT活用促進事業費補助実施要項を閲覧したところ、補助対象経費の例として、「電子回覧板等アプリの初期設定費用及び利用料、ホームページの制作委託料、スキャナの購入など」と記載されていた。加えて、補助金の用途が記載された、各町会連合会からの実績報告書を開覧したところ、町会連合会により、内容がまちまちであった。

(2) 問題点

補助対象経費が幅広いことから、補助対象範囲が不明確である。

(3) 意見 05 『地域活動発信アプリ（結ネット等）に関する補助対象経費の範囲』

各町会連合会からの実績報告書を開覧したところ、アプリの年間使用料だけの事例もあれば、保守費や導入サポート費なども含めている事例もあり、町会連合会により補助申請の内容がまちまちであった。

地域コミュニティICT活用促進事業費補助実施要項に記載された補助対象経費の例だけではわざわざににくいことから、各町会連合会が補助対象経費を漏れなく申請できるよう、補助実績を踏まえて具体例を増やしていく必要がある。

5. シビックテック推進事業に関する事項

(1) 概要

事業名	事業名	シビックテック推進事業
所管課	所管課	市民局市民協働推進課
分野	2 地域	市DXアクションプランにおける分類
大項目	1 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します	大項目 2 デジタル技術を活用した地域課題の解決を推進します
小項目	1 町会活動のデジタル化の推進	小項目 1 シビックテックの推進
内容	町会活動のデジタル化を支援し、地域の情報共有や発信、若い世代の町会活動への参加促進と町会運営の効率化及び負担軽減を図る。	ICTを活用したまちづくりや地域の課題解決に取り組む「シビックテック」活動を広く市民に周知し、市民協働を推進する。 具体的には、以下の活動を行う。
成果	地域活動発信アプリ「結ネット」の普及促進のため、補助金による導入費等の支援や、導入説明会に学生ボランティアによるICT推進員を派遣するなどのサポートを行い、計40校下（地区）で導入があつた。	・地域課題解決プロジェクト事業の実施 ・シビックテックスクールの開催 ・データ活用講座の開催 ・シビックテックポータルサイトの保守 ・企業向けシビックテックデジタルハシフレットの作成

③意見06《シビックテック推進事業を委託した効果の明確化》

シビックテック推進事業について、会長及び委員に相談した事項を整理することによって、シビックテック協議会に委託した効果を明確にしておき、今後の事業管理に活かす必要がある。

6. 金沢ミュージアムプラス運営事業に関する事項

(1) 概要

令和5年度における予算額・決算額とその財源(金額単位:千円)			
	合計	国	県
予算額	3,400	-	3,400
決算額	2,329	-	2,329

(2) シビックテック推進事業の委託について

①検出事項

シビックテック推進事業は、市が任意団体である金沢シビックテック推進協議会(以下「シビックテック協議会」という。)に委託しており、契約の締結方法は、随意要約となっている。随意要約の理由は、「シビックテック協議会は、市民や行政のニーズに即した地域課題の解決につながるアプリケーションやサービスが提供されるようになることを目的として、関係団体が集結し、市も参画して設立された任意団体である。したがって、シビックテック協議会が業務を執行できる唯一の組織であり、業務の遂行に当たって最大の効果が期待できるため。」とのことです。

シビックテック協議会は、シビックテックの活動推進及び人材育成等を行い、会長及び委員が選任されている。会長及び委員は、専門的な知見を持ち、市民活動団体やシビックテックブレイヤー等との関係性の深い者から構成されており、年2回会議を開催し、予算の決定や決算の認定等を行っている。また、シビックテック協議会の事務は、市所管課担当者が、市の所管業務の一環として、事務局の機能を担っている。

シビックテック推進事業に関して、市からシビックテック協議会に委託している業務のうち、シビックテックスクールの開催、金沢シビックテックポータルサイトの保守、シビックテック企業向けデジタルハンフレット作成業務は、事務局が指揮監督を行い、シビックテック協議会から民間企業等に再委託されている。一方で、シビックテックイベントの開催は、市と市民活動団体、地域団体等との関係性を勘案し、市が民間企業等に直接委託している。

なお、市所管課担当者から会長及び委員に対し様々な事項を相談していることであるが、どのようなことを相談したのか記録が不十分である。

②問題点

シビックテック推進事業を委託しているシビックテック協議会の会長及び委員に相談した事項の記録が不十分である。

市DXアクションプランにおける分類			
分野	3文化		
大項目	1デジタルミュージアムを構築します		
小項目	1デジタルミュージアムによる新たな文化体験の提供		
内容	施設の魅力や新たな体験を提供し続ける「金沢ミュージアム*」を運営し、市民や観光客、研究者等が最先端技術を通して金沢の文化に触れる機会を提供する。		
成果	主な成果指標は、以下のとおりである。 ・所蔵品のデジタルアーカイブ件数 57,100 件 ・金沢ミュージアム*での所蔵品公開数 16,047 件 (内訳) 文字情報のみ 12,622 件 通常画像あり 3,425 件 スペシャルコンテンツ 「立体で見る」3D・AR データ 53 件 「拡大して見る」高精細画像 34 件 「音を聴く」レコード音源 5 件 「昔の文字を読む」翻刻文等画像 13 件 所蔵品紹介動画 9 件 ・金沢ミュージアム*のサイトビュー数 112,620 ビュー(10/13~3/31) ・所蔵品デジタル化 (内訳) 3D・AR データ 46 件 高精細画像 43 件(55 カット) 通常画像・スキャン 299 件(1,266 カット) アノログ写真フィルム (ボジ) 2,976 件+563 件(テスクト)		

成果	地域課題解決プロジェクト:市民等が具体的な地域課題(お困りごと)を地域課題解決マッチングボックス「マッチ箱」に投稿し、課題投稿者と解決に取り組んでもみたい方が「マッチ箱」に解決アイデア等を投稿し、解決に向けたディスカッションを行った。
令和5年度における予算額・決算額(金額単位:千円)	

内容	IT ビジネスプログラミング教育の拠点とし、大学等高等教育機関や民間企業等と協働し、市民一丸となり、子供の興味・関心・意欲・技能にあわせた様な学びの機会を提供する。
成果	成果指標は、以下のとおりである。 金沢市キッズプログラミングスクール参加人数 のべ147名(年間3回開催)

令和5年度における予算額・決算額とその財源(金額単位：千円)			
	合計	国	県
予算額	11,800	5,900	-
決算額	10,408	5,187	-

5,221

(2) 金沢版子供プログラミング教育の実践事業の委託について

① 檢出事項

金沢ミニュージアムプラス運営事業は、市が任意団体である金沢市デジタルミュージアム運営委員会(以下「ミニュージアム委員会」という。)に委託しており、契約の締結方法は、随意契約などになっている。随意契約の理由は、「ミニュージアム委員会は、金沢ミニュージアムプラス運営事業実施のために設置されたものであり、本事業の目的を達成し、かつ確実に履行できる唯一の団体であるため。」とのことである。

ミニュージアム委員会は、デジタルミュージアムの構築及び運営並びにデジタルコンテンツの制作等を行い、委員長及び委員が選任されている。委員長及び委員は、専門的な知見を持つ者から構成されており、年3回会議を開催し、デジタルミュージアムの運営方針の決定、予算の決定、決算の認定等を行っている。また、ミニュージアム委員会の事務は、市所管課担当者が、市の所管業務の一環として、事務局の機能を担っている。

金沢ミニュージアムプラス運営事業に関して、市からミニュージアム委員会に委託している業務は、デジタルミュージアムの運営方針の決定、決定した方針を具体化したデジタルミュージアムの構築業務であり、決定した方針を具体化したデジタルミュージアムの構築業務については、事務局が指揮監督を行い、ミニュージアム委員会から民間企業等に再委託されている。一方で、デジタルアーカイブの作成業務は、デジタルコンテンツの作成元となる文化施設の所蔵品を管理しているのが市であることを勘案し、市が民間企業等に直接委託している。

なお、市所管課担当者から委員長及び委員に対し様々な事項を相談しているとのことであるが、どのようなことを相談したのか記録が不十分である。

② 問題点

金沢ミニュージアムプラス運営事業を委託しているミニュージアム委員会の委員長及び委員に相談した事項の記録が不十分である。

③ 意見07 金沢ミニュージアムプラス運営事業を委託した効果の明確化

金沢ミニュージアムプラス運営事業について、委員長及び委員に相談した事項を整理することによって、ミニュージアム委員会に委託した効果を明確にしておき、今後の事業管理に活かす必要がある。

7. 金沢版子供プログラミング教育の実践事業に関する事項

（1）概要	
事業名	金沢版子供プログラミング教育の実践事業
所管課	経済局産業政策課
分野	市DXアクションプランにおける分類
大項目	1 小中高生へのデジタル技術の学習機会を提供します
小項目	1 子供の興味・関心・意欲・技能に合わせた学びの機会の提供

（2）問題点
金沢版子供プログラミング教育の実践事業を委託しているITビジネス委員会のディレクターに相談した事項の記録が不十分である。

③ 意見08 金沢版子供プログラミング教育の実践事業を委託した効果の明確化

金沢版子供プログラミング教育の実践事業について、ディレクターに相談した事項を整理することによって、ITビジネス委員会に委託した効果を明確にしておき、今後の事業管理に活かす必要がある。

8 由小企業デジタル人材拡充事業に関する事項

9 太学連携リスキーング促進成事業に関する事項

(1) 摘要

事業名	中小企業デジタル人材拡充事業		
所管課	経済局産業政策課 市DXアクションプランにおける分類		
分野	4 教育		
大項目	2 企業におけるデジタル人材育成を促進します		
小項目	1 企業のデジタル人材育成促進のためのリスキリング推進		
内容	中小企業等における若手デジタル人材の育成を促進するため、ITハブサポート試験等への受験料等を支援する。		
成果	申請実績なし。		
令和5年度における予算額・決算額とその財源（金額単位：千円）			
	合計	国	県
予算額	4,000	-	-
決算額	-	-	-

(2) 申請実績がない件について

①食出事例
リスクマッチングに取り組む市内外中小企業を応援する目的の助成事業で、対象者の金沢市内で勤務する従業員及び役員が「ITバスポート試験」「基本情報技術者試験」「応用情報技術者試験」を受験し、その対策講座を受講する場合において、事業主が負担する受験手数料及び対策講座受講料の一部について、試験に合格した場合に助成するといふものである。しかし、食和5年度において、申請実績がなかった。

◎ 題旨

助成要件が厳格すぎることにより、事業の執行に至っていない可能性がある。

②音頭「中小企業ビジネス」に対する事業に関する知識

所管課が実施した専門学校へのヒアリングによると、年齢要件や提出書類の多さなどが令和5年度における申請につながらなかったのではないかとのことです。令和6年度においては、年齢要件の撤廃や提出書類の見直しなどを実施しているが、対象となる試験の種類や試験に合格した場合のみ取得するという要件は変更されていない。対象となる試験の種類は、経済産業省が認定するIT人材育成に関する国家資格の位置づけを参考にしたとのことであるが、そもそも周知不足であるため、十分に広報をする必要がある。

9 太学連携リスキーング促進成事業に関する事項

(1) 媒體

事業名	大学連携リスキリング促進助成事業			
所管課	都市政策局地域力再生課			
市DXアクションプランにおける分類				
分野	4 教育			
大項目	3 地域のデジタル人材育成を促進します			
小項目	1 大学連携による地域人材のリスキリング支援			
内容	地域に必要な人材確保のため、大学が実施する社会人向けリスキリング講座の受講料等の一部を助成する。			
成果	金沢工業大学が実施する「組織活性化に向けた DX リスキール教育プログラム」等のデジタル人材育成講座受講者に対し、受講料の一部を助成し、デジタル人材育成を促進した。			
令和5年度における予算額・決算額・その他の財源（金額単位：千円）				
予算額	合計	国	県	一般財源等
決算額	1,000	-	-	1,000
	166	-	-	166

(2) 申請時の書類について

① 榮出事項

大学連携スキリング促進助成事業において、助成を求める者のうち、勤務先のIDカードの写しを提出している者がいた。当該IDカードの写しは、勤務先や氏名は判別できるが、申請者の顔が不鮮明であり、申請者の住所がIDカードの写しに記載されていない事例があった。助成対象者の要件は、「市内に居住している者又は市内の事業所に勤務する者」であって、「市内の事業所に勤務する者」から申請の場合は、IDカードの写しなどの提出のみでよく、申請者の住所の確認は必須ではなく、顔は不鮮明でも問題がないとの柔軟な判断であった。

2 門題占

④ カードの真正性を判断するのが困難であるため、事務の効率性を害する可能性がある。

◎音品 12 “吉士加士洲洲”（吉士：江口圭士）

② 応用例：「市内は「IDカードの申請の方法」」
「市内の事業者に勤務する者」からの申請の場合は、IDカードの写しの提出がある
際は顔が難明な状態のものを求めるとともに、IDカードは組織ごとに異なり、真正性
を判別するのが困難な場合もあることから、社印が入っている等、会社が発行したとい
うこととが担保できる証明書類の提出を要する。」

(3) 助成対象の講座について
①検出事項
大学運営リスキリング促進助成事業の助成は様々な大学の講座が対象であるが、令和5年度の助成17件のうち、15件がA大学、2件がB大学の講座となつており、A大学の講座に集中している。
②問題点
特定の大学の講座に集中することで、講座の分野が偏つてしまい、大学運営リスキリング促進助成事業の有効性が減緩されている可能性がある。

③意見11《助成対象の講座の周知》

現在は、市公式LINEや各大学経由での広報を実施していることであるが、各大学から助成制度を利用しやすい講座を推薦してもらうなどして、当該情報を広報に活かし、対象となる講座をより広く周知する必要がある。

10. かなざわ子育てすまいクーポン電子カード移行推進事業に関する事項

(1) 概要	
事業名	かなざわ子育てすまいクーポン電子カード移行推進事業
所管課	こども未来局子育て支援課
	市DXアクションプランにおける分類
分野	5 行政
大項目	2 行政サービスのデジタル化を拡大します
小項目	2 クーポンの電子化
内容	クーポンの電子化を推進し、利用者の利便性向上及び集計・請求業務の効率化を図る。
成果	電子クーポン利用者数（令和5年・3月末時点） 3,440人 （うち紙クーポンからの移行者 807人）
令和5年度における予算額・決算額とその財源（金額単位：千円）	
予算額	合計 国 県 一般財源等
	3,300 - - 3,300
決算額	3,644 - - 3,644

(3) 最低制限価格の設定根拠について

かなざわ子育てすまいクーポン事業は、金沢市契約規則第15条に基づき、

最低制限価格が設定できる契約であることから、最低制限価格を設定している。最低制

限価格の設定に当たっては、最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを

検討し、契約の種類に応じ、予定価格に対する割合を選択し決定する。文書管理財務会

計システムには、予定価格決定書が添付され、最低制限価格が記載されているが、最低

制限価格の設定根拠となるる条文が明記されていない。

(2) 問題点

最低制限価格の設定の妥当性に気づきにくい状況となつている。

(3) 意見

意見 04 『最低制限価格の設定根拠の明確化』に同じ。

11. ドローン活用防災・減災対策事業に関する事項

(1) 概要	
事業名	ドローン活用防災・減災対策事業
所管課	土木局道路建設課
	市DXアクションプランにおける分類
分野	5 行政
大項目	6 防災・減災対策を図ります
小項目	2 ドローンやIoT技術を活用した防災・減災
内容	ドローンによる危険箇所の確認により正確かつ迅速に状況把握を行い、防災・減災を図る。
成果	ドローンの調達や職員 10 名を対象とした操縦者育成研修を実施し、運用を開始。平常時のかけ地調査や河川ハトロール等での情報
名称	かなざわ子育てすまいクーポン事業
契約の締結方法	指名競争入札

(2) 委託業務の内容

本事業に関する歳出は、かなざわ子育てすまいクーポン事業補助業務及びかなざわ子育てすまいクーポン（電子版）改修業務として、民間企業等に業務委託した際の委託料等から構成されている。これらのうち、かなざわ子育てすまいクーポン事業補助業務及びその契約に関する情報を示すと以下のとおりである。

名称	かなざわ子育てすまいクーポン事業
契約の締結方法	指名競争入札

12. 水害ハザードマップ事業に関する事項

(1) 概要

	収集だけでなく、能登半島地震の被災箇所での情報収集においてもドローンを活用した。
合和5年度における予算額・決算額とその財源(金額単位：千円)	
予算額	4,400
決算額	4,098
	一般財源等
	4,400
	-
	4,098
合計	4,400
国	-
県	-
事業名	水害ハザードマップ事業

名称	金沢市無人飛行機導入支援業務
契約の締結方法	指名競争入札
落札者又は契約の受権者	株式会社北日本ジオグラフィ
入札参加者数	10者
(辞退者も含む)	(辞退者なし)
予定価格の事前公表	無
予定価格	非公表
請負金額	2,970千円
最低制限価格	非公表

(2) 委託業務の内容

本事業に関する歳出は、金沢市無人飛行機導入支援業務として、民間企業等に業務委託した際の委託料やドローンの購入費用等から構成されている。これらのうち、無人飛行機導入支援業務及びその契約に関する情報を示すと以下のとおりである。
名称
契約の締結方法
落札者又は契約の受権者
入札参加者数
(辞退者も含む)
予定価格の事前公表
予定価格
請負金額
最低制限価格

(2) 委託業務の内容

本事業に関する歳出は、かなざわ水害ハザードマップ整備業務等として、民間企業に業務委託した際の委託料から構成されている。かなざわ水害ハザードマップ整備業務及びその契約に関する情報を示すと以下のとおりである。
名称
契約の締結方法
落札者又は契約の受権者
入札参加者数
(辞退者も含む)
予定価格の事前公表
予定価格
請負金額
最低制限価格

(3) 最低制限価格の設定根拠について

① 損出事項

業者の指名は、役務等に係る契約事務取扱要領に基づき、該当する業種でBランク以上上の業者（役務等に係る契約事務取扱要領の第15条及び別表第3の6）及び概ね8者（役務等に係る契約事務取扱要領の第17条及び別表第5）となるように調整した結果、コンサル業務の全体的な発注状況を勘案し、10者とされた。

② 問題点

金沢市無人飛行機導入支援業務は、金沢市契約規則第15条に基づき、最低制限価格が設定できる契約であることから、最低制限価格を設定している。最低制限価格の設定に当たっては、最低制限価格の設定が可能な契約に該するかどうかを検討し、契約の種類に応じ、予定価格に対する割合を選択し決定する。文書管理財務会計システムには、予定価格決定書が添付され、最低制限価格が記載されているが、最低制限価格の設定根拠となるる条文が明記されていない。

③ 見解

意見 04 『最低制限価格の設定根拠の明確化』に同じ。

なお、事業の繰越が発生したのは、ハザードマップの作成が遅れた影響を受けたためである。具体的には、金沢市洪水ハザードマップ作成業務委託の受託業者が、能登半島地震により、応急調査への対応が必要となつたことにより令和6年6月28日まで金沢市洪水ハザードマップ作成業務委託の委託期間を延長したことが原因である。かなざわ水害ハザードマップアリ整備業務は、金沢市洪水ハザードマップ作成業務委託の

第6 監査の結果（情報システム）**1. 全般事項****(1) 条例マニュアル等の内容**

①概要
市において情報システム（DXも含む）に係る条例マニュアル等として定められているものは、以下のとおりである。

- ・金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「市情報通信条例」という。）
- ・金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（以下「市情報通信規則」という。）
- ・金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条第1項の規定に基づくシステムの指定について（以下「市3条システム指定」という。）
- ・金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第7条第1項の規定に基づくシステムの指定について（以下「市7条システム指定」という。）
- ・金沢市情報セキュリティに関する規則（以下「市セキュリティ規則」という。）
- ・金沢市情報セキュリティ対策基準（以下「市セキュリティ対策基準」という。）
- ・金沢市情報システム化事務処理要綱（以下「市システム要綱」という。）
- ・テレワーク実施要領（以下「市テレワーク要領」という。）

（出所：所管課向けヒアリングの回答結果）

それぞれの情報システムに係る条例マニュアル等の内容は、次項以降で整理していく。
く。

データを利用する箇所があるため、かなざわ水害ハザードマップアプリ整備業務についても、金沢市洪水ハザードマップ作成業務委託と同期間の延長を行ったというものである。

(3) 最低制限価格の設定根拠について**①検出事項**

かなざわ水害ハザードマップアプリ整備業務は、金沢市契約規則第15条に基づき、最低制限価格が設定できる契約であることから、最低制限価格を設定している。最低制限価格の設定に当たっては、最低制限価格の設定が可能な契約に該当するかどうかを検討し、契約の種類に応じ、予定価格に対する割合を選択し決定する。文書管理財務会計システムには、予定価格が添付され、最低制限価格が記載されているが、最低制限価格の設定根拠となる条文が明記されていない。

②問題点

最低制限価格の設定の妥当性に気づきにくい状況となっている。

③意見

意見04《最低制限価格の設定根拠の明確化》に同じ。

②市情報通信条例
市情報通信条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もつて市民生活の向上に寄与することを目的とするものであり、規定は以下のとおりである。

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| 第1条《目的》 | 第2条《用語の意義》 |
| 第3条《電子情報処理組織による申請等》 | 第4条《電子情報処理組織による处分通知等》 |
| 第5条《電磁的記録による継覧等》 | 第6条《電磁的記録による作成等》 |
| 第7条《適用除外》 | 第8条《添付書面等の省略》 |
| 第9条《郵便料の負担》 | 第10条《情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表》 |
| 第11条《委任》 | |

<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市電子申請サービス ・マイナポータル「ぴったりサービス」 ・いしかわ施設予約サービス ・かなざわ空き家活用パンク
--

例えば、第3条では、市に対する申請、届出等（以下、まとめて「申請等」という。）

のうち、他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに關しても、市が定める電子的な方法により申請等が行える旨が規定されている。また、第4条では、市が发出する处分の通知²⁵等（以下「处分通知等」という。）についても、市が定める電子的な方法により处分通知等が行える旨が規定されている。

③市情報通信規則

市情報通信条例の施行に關し、必要な事項が定められており、規定は以下のとおりである。

第1条 《趣旨》	第10条 《電磁的記録による経歴等》
第2条 《用語の意義》	第11条 《電磁的記録による作成等》
第3条 《申請等に係る電子情報処理組織を使用する方法》	第12条 《適用除外》
第4条 《電子情報処理組織による手数料の納付》	第13条 《添付書面等の省略》
第5条 《情報通信技術による手数料の納付》	第14条 《本市の負担とする郵便料》
第6条 《申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合》	第15条 《雑則》
第7条 《処分通知等に係る電子情報処理組織による処分通知等》	
第8条 《電子情報処理組織による作成等》	
第9条 《処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合》	
第10条 《電磁的記録による経歴等》	
第11条 《電磁的記録による作成等》	
第12条 《適用除外》	
第13条 《添付書面等の省略》	
第14条 《本市の負担とする郵便料》	
第15条 《雑則》	

市7条システム指定は、市情報通信規則第7条第1項の規定により、市が発する處分通知等に用いる情報システムを指定するものである。市7条システム指定により、指定されている情報システムは、以下のとおりである。

・金沢市電子申請サービス
・マイナポータル「ぴったりサービス」
・いしかわ施設予約サービス

⑤市7条システム指定

市7条システム指定は、市情報通信規則第7条第1項の規定により、市が発する處分通知等に用いる情報システムを指定するものである。市7条システム指定により、指定されている情報システムは、以下のとおりである。
・金沢市電子申請サービス
・マイナポータル「ぴったりサービス」

⑥市セキュリティ規則

市セキュリティ規則は、市の情報セキュリティに關し、その確保のための体制及び方策に係る基本的な事項を定めることにより、情報資産をさまざまな脅威から守り、本市の行政サービスを安全かつ効率的に提供し、もって市政に対する市民の信頼を一層増進することを目的とした規則であり、規定は以下のとおりである。

第1条 《目的》	第2条 《用語の意義》
	第3条 《情報セキュリティを確保するための体制》
	第4条 《情報セキュリティ統括責任者》
	第5条 《情報セキュリティ対策基準》
	第6条 《情報セキュリティ副統括責任者》
	第7条 《情報システム管理者》
	第8条 《電子情報管理者》
	第9条 《情報システム支援管理者》
	第10条 《情報セキュリティ会議》
	第11条 《職員の責務》
	第12条 《監査の実施》
	第13条 《他の執行機関》
	第14条 《雑則》

例えば、第6条では、電子的な方法による申請等が困難な場合として、申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合が規定されている。

④市3条システム指定

市3条システム指定は、市情報通信規則第3条第1項の規定により、市に対する申請等に用いる情報システムを指定するものである。市3条システム指定により、指定されている情報システムは、以下のとおりである。

²⁵ 行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいい、具体例として、市からの許認通知等が挙げられる。

市は、情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ統括責任者、情報セキュリティ副統括責任者、情報システム管理者、電子情報管理者及び情報システム支援管理者並びに情報セキュリティ会議を置いている（市セキュリティ規則第3条）。このうち、情報セキュリティ会議以外の者について、役職毎に、担当者と権限及び責任を記載すると、以下のとおりである。

役職	担当者	権限及び責任	
情報セキュリティ統括責任者 (市セキュリティ規則第4条)	副市長	・情報セキュリティの確保に関する決定	
情報セキュリティ副統括責任者 (市セキュリティ規則第6条)	局長	・情報セキュリティ統括責任者の補佐 ・所掌する局等における情報セキュリティの確保	
情報システム管理者 (市セキュリティ規則第7条)	情報システム 長が指定	・所掌する情報システムに係る具体的な運用の手順の決定 ・所掌する情報システムに係るソフトウェア、機器の構成等の設定の変更、更新等を決定 ・所掌する情報システムの運用及び保守	体制に関する規定は以下のとおりである。
電子情報管理者 (市セキュリティ規則第8条)	課長	・市セキュリティ規則等の所属職員に対する周知 ・所掌する情報資産の適切な使用及び管理	第3条 《情報セキュリティ統括責任者》 第4条 《情報セキュリティ副統括責任者》 第5条 《情報システム管理者》 第6条 《電子情報管理者》 第7条 《情報システム支援管理者》 第8条 《情報セキュリティ会議》 第9条 《組織間の協力》 第9条の2 《情報セキュリティに関する統一的窓口》
情報システム支援管理者 (市セキュリティ規則第9条)	デジタル行政戦略課長	・情報システム管理者及び電子情報管理者の職務の支援	市セキュリティ規則第3条から第10条までを具体化した規定が設けられており、例えば、電子情報管理者による、所管する課における市セキュリティ規則等の遵守状況の確認（市セキュリティ対策基準第6条第3項）、情報システム支援管理者が情報システムの開発及び既存の情報システムの変更における審査及び承認の手続を定める旨（市セキュリティ対策基準第7条第3項）等が規定されている。 また、セキュリティ事故 ²⁶ が発生した場合の危機管理体制ニエアルが整備されており、所管課からデジタル行政戦略課、広報庁、情報セキュリティ課に1時間以内に連絡が行われ、情報セキュリティに関する統一的の窓口として、対策本部が設置される体制となつた。（市セキュリティ対策基準第9条の2）。なお、監査対象である令和5年度においては、セキュリティ事故の発生はなく、令和4年度において1件生じたのみであった。
(7) 市セキュリティ対策基準			
ア 概要		市セキュリティ対策基準は、市セキュリティ規則を実行に移すうえで、守るべき統一的な基準を示すものであり、85条の規定がなるものである。規定の数が多いことから、まず、章立てを示すと、以下のとおりである。	
イ 情報資産の分類と管理		第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 体制（第3条から第9条の2まで） 第3章 情報資産の分類と管理（第10条から第13条まで） 第4章 物理的情報セキュリティ対策（第14条から第21条まで） 第5章 人的セキュリティ対策（第22条から第25条まで） 第6章 技術的情報セキュリティ対策（第26条から第39条の4まで） 第7章 運用管理におけるセキュリティ対策（第40条から第55条の2まで） 第8章 緊急時ににおけるセキュリティ対策（第56条から第60条まで）	情報資産の分類と管理に関する規定は以下のとおりである。
ウ 統則		第10条 《情報資産の分類》 第11条 《情報資産の台帳》 第12条 《情報資産の取扱い》 第13条 《利用者の責任》	26 外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、内部不正による情報漏洩などをいう。

- ・危険物及び可燃物をセキュリティ区画内に保管しないこと等、火災その他の災害に備えて、セキュリティ区画に必要な保安措置を講ずること。

また、セキュリティ区画への入退管理は、以下の方法により実施している（市セキュリティ対策基準第15条第1項）。

- ・セキュリティ区画への訪問者を監視し、立入りの許可を求めることが並びにその入退の日付及び時刻を記録すること。
- ・入退の正当性を確認するため、暗証番号付きの磁気カード、指紋認証等による入退、その他必要な措置を講ずること。
- ・セキュリティ区画への入退の記録を保管すること。
- ・職員に名札等を見える場所に着用させること。
- ・職員の付添いを伴わない外部者及び名札等を着用していない者に対して、身元の確認をさせること。
- ・職員が不在の場合は、セキュリティ区画に係る扉及び窓に施錠させること。

重要度B又は重要度Cの情報システムの情報システム管理者は、不正な操作や環境上の脅威等から保護するよう、情報システムに係るサーバ装置を設置しており、セキュリティ区画外に設置してある情報システムに係るサーバ装置に関して、以下のセキュリティ保護の対策を講じている（市セキュリティ対策基準第17条）。

- ・常時監視できる位置に情報システムに係るサーバ装置を設置すること。
- ・情報システムに係るサーバ装置周辺での飲食及び喫煙を禁止すること。
- ・空調等の周辺の環境状態を監視し、情報システムに係るサーバ装置の運用に悪影響が及ばないようにすること。
- ・序外犯以上の情報を扱う情報システムに係るサーバ装置は、その稼働中に第三者にその情報が漏えいする可能性を軽減するよう設置すること。

カ 人的セキュリティ対策

人的セキュリティ対策とは、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させるための研修等の人的な対策に関する事項をいい（市セキュリティ対策基準第2条第2号）、人的セキュリティ対策に関する規定は以下のとおりである。

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 第22条《職員の遵守事項》 | 第22条の2《支給外端末装置を利用する職員の遵守事項》 |
| 第23条《情報セキュリティ教育と訓練》 | 第23条《情報セキュリティ教育と訓練》 |
| 第24条《委託契約書に記載するセキュリティ》 | 第24条《委託契約書に記載するセキュリティ》 |
| 第25条《パスワードの使用》 | 第25条《パスワードの使用》 |

第22条は、情報セキュリティに関する職員の遵守事項を規定したものであり、その内容は以下のとおりである。

- ・職員は、情報セキュリティポリシー及び情報システムに係る具体的な運用の手順（以下「実施手順」という。）を遵守しなければならない。

情報資産とは、市の使用するすべての情報システム、情報システムの開発及び運用に係る情報並びに情報システムにおいて取り扱う電子的又は磁気的な方式による情報をいう（市セキュリティ規則第2条第2号）。情報資産は、機密性、完全性、可用性²⁷の観点から、重要度Aから重要度Cまでの三段階に分類される（市セキュリティ対策基準第10条第3項）。重要度A又は重要度Bに分類された情報資産は、情報資産台帳の作成が必要となる（市セキュリティ対策基準第11条第1項）。

オ 物理的セキュリティ対策

物理的セキュリティ対策とは、情報システムを設置する施設への不正な入り、情報資産の損傷及び破壊等を防止するための物理的な対策に関する事項をいい（市セキュリティ規則第5条第2項第1号）、物理的セキュリティ対策に関する規定は以下のとおりである。

第14条《セキュリティ区画》
第15条《入退管理》
第16条《セキュリティ区画での作業》
第17条《情報システムの設置及び保護》
第18条《電源管理》
第19条《ケーブル配線のセキュリティ》
第20条《盜難防止対策》
第21条《外部媒体保管場所》

セキュリティ区画とは、電子計算機室等、重要な情報資産を管理することを目的に設置された、高いセキュリティを保つ領域をいい（市セキュリティ対策基準第2条第7号）。重要度Aの情報システムの情報システム管理者は、セキュリティ区画を設け、当該重要度Aの情報システムに係るサーバ装置をセキュリティ区画内に設置している（市セキュリティ対策基準第14条第1項）。セキュリティ区画においては、以下の事項を実施している（市セキュリティ対策基準第14条第2項）。

- ・セキュリティ上の境界を明確に定めること。
- ・敷地又は建物への出入りを管理するため、有人の受付の実施又は施錠等の適切な措置を講ずること。
- ・許可を得ていない者が出入りできないよう、セキュリティ区画への入退管理を行うこと。
- ・セキュリティ区画の用途を示す表示は最小限のものとし、情報処理の作業の存在を示すものについては建物の内外を問わず表示しないこと。

²⁷ 機密性、完全性、可用性は、情報セキュリティの3要素と呼ばれる。機密性とは限られた人だけが情報に接触できるように制限をかけることをいい、完全性とは不正な改ざんだから保護することをいい、可用性とは利用者が必要なときに安全にアクセスできる環境であることをいう。

いい（市セキュリティ規則第5条第2項第3号）、技術的セキュリティ対策に関する規定は以下のとおりである。

- ・職員は、業務以外の目的で情報資産の外部への持ち出し、情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- ・職員は、本市の端末装置、記録媒体及びソフトウェア等の情報資産を外部に持ち出す場合には、電子情報管理者の許可を得なければならない。
- ・職員は、私物のパソコン及び記録媒体を持ち込んではならない。
- ・職員は、支給端末装置を業務に用いてはならない。但し、実施手順で特に認める場合はその限りではない。
- ・電子情報管理者は、情報資産の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成し、保管しなければならない。
- ・職員は、端末装置のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を電子情報管理者の許可なく変更してはならない。
- ・職員は、端末装置にファイル共有ソフトウェア等安全性が確認できないアプリケーションを導入してはならない。
- ・職員は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。
- ・職員は、端末装置や記録媒体、情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電子情報管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末装置のロックや記録媒体、文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。
- ・職員は、異動、退職等により業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

支給外端末装置とは、例えは職員が私的に所有する端末といった、端末装置のうち市が購入、賃借等したもの以外のものを指すが、指定されたソフトウェアをインストールしたり、情報セキュリティを確保するための措置を講じたりする等、市セキュリティ対策基準第22条の2に規定される要件を満たす場合は、テレワークの場合等に業務への使用が容認されている。

市セキュリティ対策基準第23条に規定される情報セキュリティ教育と訓練は、e-learning等により全職員が対象となる研修を実施するほか、情報システムごとに各所管課が担当職員に対し独自に実施するものがある。

情報システムに係る業務委託契約書は、市セキュリティ対策基準第24条の規定に基づく記載内容がひな形として用意されている。

パスワードは、市セキュリティ対策基準第25条に基づき、情報システムごとに管理制度が策定されている。

キ 技術的セキュリティ対策

技術的セキュリティ対策とは、不正なアクセスから情報資産を保護するための情報資産へのアクセスの制御、ネットワークの管理等の技術的な対策に関する事項を

- ・第26条《利用者登録》
- ・第27条《利用者の識別と認証》
- ・第28条《管理者権限の管理》
- ・第29条《利用者パスワードの管理》
- ・第30条《情報システムへのアクセス制限》
- ・第31条《情報システムの仕様書等の管理》
- ・第32条《ログオン手順》
- ・第33条《システムログの記録》
- ・第34条《電子メールの利用制限》
- ・第35条《モバイルコンピューティングの制限》
- ・第35条の2《リモートアクセスの制限》
- ・第35条の3《支給外端末装置利用の制限》
- ・第36条《電子署名等の導入》
- ・第37条《情報システム将来計画の作成》
- ・第38条《ソフトウェアの保守及び更新》
- ・第39条《情報セキュリティに関する情報収集および共有》
- ・第39条の2《専門家の支援体制》
- ・第39条の3《サービス不能攻撃》
- ・第39条の4《標的型攻撃》

情報システム管理者は、すべての共用の情報システムに対して、アクセスを許可するための利用者の登録及び登録抹消に関する手順を定めており、登録及び登録抹消の記録を正確に維持し、職務の変更等により不要となつた利用者のアクセス権限を直ちに取り消している（市セキュリティ対策基準第26条）。利用者の識別は、情報システムごとに、利用者IDを使用させることにより行う（市セキュリティ対策基準第27条第1項）。また、一般利用者よりも権限が強大である管理者権限は、使用の必要性に基づき、必要となる機能及び期間並びに必要最小限の権限を限定して割り当て、割り当てたすべての管理者権限の許可手続と、割当ての記録を保管することにより管理している（市セキュリティ対策基準第28条第1項）。

情報システム管理者は、情報システムにおけるセキュリティに関連する各種事象（情報システムへのアクセス失敗履歴等）が記録されるシステムログを、情報システムごとに必要とされる期間保存している（市セキュリティ対策基準第33条）。

移動の中等に端末装置を移動させながら情報システムを使用するモバイルコンピューティングや、市の管理外の通信回線を用いて端末装置とサーバ接続し、端末装置で情報システムを利用するリモートアクセスを行う場合は、情報セキュリティ保護の対策を講じた上で、対策内容について情報システム支援管理者の許可を得る必要がある（市セキュリティ対策基準第35条、第35条の2）。

情報システム管理者は、電子情報及びソフトウェアのバックアップを定期的に実行し、バックアップしたデータからの復旧手順について定期的にテストを行う(市セキュリティ対策基準第42条第1項、第2項)。情報システム管理者は、バックアップしたデータの記録媒体を情報システムの設置場所から十分に離れた場所に保管し、保管している情報の保管期間が終了したときは、それを適切に廃棄する必要がある(市セキュリティ対策基準第42条第3項、第4項)。

市セキュリティ対策基準第49条に規定される机上管理等とは、記録媒体の机上への放置の禁止、床外部以上の情報を記録した記録媒体の厳重な保管、業務上の必要性から床外部以上の情報を印刷した場合における出力後の迅速な回収をいう。市セキュリティ対策基準第52条に規定される情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認とは、市セキュリティ規則のような情報セキュリティに関する確保のための体制及び方策に係る基本的な事項について、情報システムの所管課に対して実施する確認をいう。

市セキュリティ対策基準第55条の2に規定されるクラウドサービスとは、インターネット等のネットワーク経由でソフトウェアやインフラなどの各種機能を利用できるサービスをいう。クラウドサービスを利用する情報システムに係る情報システム管理者は、実施手順において以下の事項を記載しておく必要がある(市セキュリティ対策基準第55条の2第3項)。

- ・クラウドサービスの中断や終了時に業務を移行するための手順
- ・クラウドサービス部分を含む情報システム全般にわたる情報セキュリティを適切に確保する手順

ケ 緊急時におけるセキュリティ対策

運用管理におけるセキュリティ対策とは、誤操作から情報資産を保護するための情報システムの運用方法、監査等の運用面における対策に関する事項をいい(市セキュリティ規則第5条第2項第4号)、運用管理におけるセキュリティ対策に関する規定は以下のとおりである。

第40条 〈運用手順書〉
第41条 《コンピュータウイルスからの保護》
第42条 《電子情報のバックアップ》
第43条 《運用の記録》
第44条 《システム文書に関するセキュリティ》
第45条 《情報システムの安全処分と再使用》
第46条 《記録媒体の管理》
第47条 《記録媒体の輸送》
第48条 《記録媒体等の処分》
第49条 《机上管理等》
第50条 《情報資産の移動等》
第51条 《支給端末装置の管理》
第52条 《情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認》
第53条 《端末装置および記録媒体等の利用状況調査》
第54条 《職員の報告義務》
第55条 《法令遵守》
第55条の2 《クラウドサービス利用》

情報システム管理者は所管する情報システムについて以下の事項に係る運用手順書を定め、それを管理する必要がある。(市セキュリティ対策基準第40条第1項)。
・情報システムの起動及び停止に関する事項
・電子情報の処理に関する事項
・バックアップに関する事項
・装置のメンテナンスに関する事項
・作業中に発生するエラー又は例外事項に対する処理に関する事項
・システムユーティリティの使用制限に関する事項
・操作上又は技術上の不測の事態が発生した場合の連絡に関する事項
・情報システムが故障した場合の再起動又は回復に関する事項

職員は、セキュリティ事故の発生又は発生のおそれがあることを発見したときは、その旨を電子情報管理者に速やかに報告し、報告を受けた電子情報管理者は、情報システム支援管理者及び該当するシステムの情報システム管理者に速やかに報告するとともに、事故管理手順に従い、情報セキュリティ統括責任者又は情報セキュリティ副統括責任者に当該報告を行う必要がある(市セキュリティ対策基準第56条)。

<ul style="list-style-type: none"> ・テスト用のデータが実運用中のシステムに影響を与えないよう、テスト用データを適切に保護し、管理すること。 ・開発及びテストの環境及び実運用中の環境では、同一の利用者でも異なるバスクードを使用させること。 ・開発及びテストの環境と実運用中の環境との区別がつくように、メニューに適切な識別のためのメッセージを表示し、かつ、装置に識別できるようにラベルをはすこと。

<p>情報システム管理者は、新規又は変更した情報システムを導入する前に、以下の事項を確認するためのテストを実施する（市セキュリティ対策基準第66条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能や容量の要求事項を満たしていること。 ・エラーからの復旧、再起動手順及び障害に対応するための計画を備えていること。 ・確実な操作手順が準備されていること。 ・適切なセキュリティ管理策が準備されていること。 ・手動等で最低限の業務継続を図るための作業手順を備えていること。 ・導入により既存システムに対して悪影響を与えないことが検証されていること。

<p>サ 情報セキュリティ内部監査</p> <p>情報セキュリティ内部監査に関する規定は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>第67条《セキュリティ監査》</td></tr> <tr> <td>第68条《監査担当部門》</td></tr> <tr> <td>第69条《内部監査者の責務》</td></tr> <tr> <td>第70条《監査関係文書の管理》</td></tr> <tr> <td>第71条《監査計画》</td></tr> <tr> <td>第72条</td></tr> <tr> <td>第73条《通知》</td></tr> <tr> <td>第74条《監査の実施》</td></tr> <tr> <td>第75条《監査の権限》</td></tr> <tr> <td>第76条《監査調書》</td></tr> <tr> <td>第77条《監査結果の通知》</td></tr> <tr> <td>第78条《監査結果の報告》</td></tr> <tr> <td>第79条《検証》</td></tr> <tr> <td>第80条《資料の開示》</td></tr> </table>	第67条《セキュリティ監査》	第68条《監査担当部門》	第69条《内部監査者の責務》	第70条《監査関係文書の管理》	第71条《監査計画》	第72条	第73条《通知》	第74条《監査の実施》	第75条《監査の権限》	第76条《監査調書》	第77条《監査結果の通知》	第78条《監査結果の報告》	第79条《検証》	第80条《資料の開示》
第67条《セキュリティ監査》														
第68条《監査担当部門》														
第69条《内部監査者の責務》														
第70条《監査関係文書の管理》														
第71条《監査計画》														
第72条														
第73条《通知》														
第74条《監査の実施》														
第75条《監査の権限》														
第76条《監査調書》														
第77条《監査結果の通知》														
第78条《監査結果の報告》														
第79条《検証》														
第80条《資料の開示》														

<p>情報セキュリティ内部監査は、市セキュリティ規則、市セキュリティ対策基準、実施手順の遵守性を検証するものであり、デジタル行政戦略課（以下、本項において「内部監査人」という。）が担当する（市セキュリティ対策基準第67条、第68条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発及びテストの環境を実運用中の環境から分離すること。 ・必要な応じ、当該情報システムの運用手順及び利用手順を変更すること。 ・個々の変更が完了した時点で、システム文書を更新し、及び古いシステム文書の記録を保管すること。 ・すべてのソフトウェアの更新についてバージョン管理を行うこと。 ・必要に応じ、当該情報システムの運用手順及び利用手順を変更すること。
--

なお、情報システム管理者は、情報システムに関する、セキュリティ事故に至らない場合であっても何らかの障害が発生したときは、障害を記録する必要がある（市セキュリティ対策基準第60条第1項）。

コ システム開発

システム開発に関する規定は以下のとおりである。
第61条《情報システムの開発等の許可》
第62条《システムに要求されるセキュリティ水準の明確化》
第63条《情報システムの変更管理》
第64条《開発と実運用設備の分離》
第65条《システム開発・保守に関する資料等の保管》
第66条《情報システムの受け入れ》

情報システムの開発又は既存の情報システムの変更をしようとする情報システム管理者は、あらかじめ情報システム支援管理者に情報システム化に関する実施計画書（以下「実施計画書」という。）を提出し、情報システムの開発等について協議する（市セキュリティ対策基準第61条）。情報システム管理者は、実施計画書において、当該情報システムにおいて使用する情報資源の業務上の価値等に基づき、システムに要求されるセキュリティの水準を明確にする（市セキュリティ対策基準第62条）。

情報システム管理者は、情報システムの変更に係るセキュリティを確保するため、情報システムの変更に当たっては、以下の措置を講ずる（市セキュリティ対策基準第63条）。

- ・変更に係る計画を作成し、当該計画に従い確実に実施すること。
- ・情報システムのうち、オペレーティングシステムを変更するときには、業務及びセキュリティに悪影響が発生しないことを確認するために事前に検討及び評価をし、テストを実施すること。
- ・変更する箇所の記録を作成し、これを安全かつ確実に保管すること。
- ・変更による既存のセキュリティ対策への影響の事前の検討及び評価を実施すること。
- ・データベースへの影響の有無を判定すること。
- ・変更作業を実施する場合における業務及び間連処理の中断時間を最短化すること。
- ・個々の変更が完了した時点で、システム文書を更新し、及び古いシステム文書の記録を保管すること。
- ・すべてのソフトウェアの更新についてバージョン管理を行うこと。
- ・必要に応じ、当該情報システムの運用手順及び利用手順を変更すること。

また、情報システム管理者は、情報システムの開発及びテストに当たっては、以下の措置を講ずる（市セキュリティ対策基準第64条）。

- ・情報システムの開発及びテストの環境を実運用中の環境から分離すること。

<p>情報セキュリティ内部監査について策定されている監査計画は、内部監査人が策定しており、3年を1期とする中期計画、年度計画、個別の監査実施内容を定める監査実施計画からなる（市セキュリティ対策基準第71条、第72条）。</p> <p>情報セキュリティ内部監査の実施内容は、内部監査人が監査対象となった所管課（以下、本項において「被監査課」という。）に監査実施内容を通知した上（市セキュリティ対策基準第73条）、被監査課が所定のチェックリストに基づきセルフチェックを実施し、内部監査人が当該セルフチェック結果に基づき、被監査課に対するヒアリング、実施手順等の規程類・記録類の閲覧、情報システム、マシン室及び事務フロアの視察といった監査手続を実施する。</p> <p>情報セキュリティ内部監査の結果は、内部監査人が被監査課に通知するとともに、監査報告書としてまとめられ、情報セキュリティ統括責任者にも通知する（市セキュリティ対策基準第77条、第78条）。</p> <p>情報セキュリティ内部監査の結果、改善すべき事項が検出された場合、被監査課は、改善の内容、実施時期等を内部監査人に回答する必要があり、改善の内容を検証することになる（市セキュリティ対策基準第77条第2項、第79条）。</p>	<p>シ 準拠</p> <p>準拠に関する規定は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>第81条 《知的財産権》</td><td>第9 《テレワーク実施に必要なシステム環境等》</td></tr> <tr> <td>第82条 《技術準備の定期的確認》</td><td>第10 《業務遂行状況の把握》</td></tr> <tr> <td>第83条 《懲戒処分等》</td><td>第11 《開始及び終了の報告》</td></tr> <tr> <td>第84条 《見直しと評価》</td><td>第12 《時間外勤務》</td></tr> <tr> <td>第85条 《セキュリティ自己点検》</td><td>第13 《費用負担》</td></tr> <tr> <td></td><td>第14 《情報セキュリティ対策》</td></tr> <tr> <td></td><td>第15 《その他》</td></tr> </table>	第81条 《知的財産権》	第9 《テレワーク実施に必要なシステム環境等》	第82条 《技術準備の定期的確認》	第10 《業務遂行状況の把握》	第83条 《懲戒処分等》	第11 《開始及び終了の報告》	第84条 《見直しと評価》	第12 《時間外勤務》	第85条 《セキュリティ自己点検》	第13 《費用負担》		第14 《情報セキュリティ対策》		第15 《その他》
第81条 《知的財産権》	第9 《テレワーク実施に必要なシステム環境等》														
第82条 《技術準備の定期的確認》	第10 《業務遂行状況の把握》														
第83条 《懲戒処分等》	第11 《開始及び終了の報告》														
第84条 《見直しと評価》	第12 《時間外勤務》														
第85条 《セキュリティ自己点検》	第13 《費用負担》														
	第14 《情報セキュリティ対策》														
	第15 《その他》														
<p>市セキュリティ対策基準第81条は、著作権、意匠権、商標等の知的財産権のあるソフトウェア、電子情報等に関する法的な規制事項の確実な遵守を求めた規定である。</p> <p>市セキュリティ対策基準第82条は、情報システムが要求される情報システムのセキュリティ水準を満たしていることの定期的な確認を、情報システム支障管理者によるため、情報システム化に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものであり、システム開発に関する要綱である。市システム要綱の規定は以下のとおりである。</p>	<p>⑧市システム要綱</p> <p>市システム要綱は、市における情報システムの導入運用及び適正かつ円滑に推進するため、情報システム化に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものであり、システム開発に関する要綱である。市システム要綱の規定は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>第1条 《目的》</td> </tr> <tr> <td>第2条 《用語の意義》</td> </tr> <tr> <td>第3条 《情報システム化実施計画書の提出》</td> </tr> <tr> <td>第4条 《情報システム化実施計画書の調査検討》</td> </tr> <tr> <td>第5条 《情報システム化標準工程》</td> </tr> </table>	第1条 《目的》	第2条 《用語の意義》	第3条 《情報システム化実施計画書の提出》	第4条 《情報システム化実施計画書の調査検討》	第5条 《情報システム化標準工程》									
第1条 《目的》															
第2条 《用語の意義》															
第3条 《情報システム化実施計画書の提出》															
第4条 《情報システム化実施計画書の調査検討》															
第5条 《情報システム化標準工程》															
<p>市セキュリティ規則に基づき、情報セキュリティ会議が置かれており（市セキュリティ規則第3条）、情報セキュリティ会議は、市セキュリティ対策基準に関する事項等について調査審議する（市セキュリティ規則第10条第1項）。</p>	<p>(2) 情報セキュリティ会議について</p> <p>① 検出事項</p> <p>市セキュリティ規則に基づき、情報セキュリティ会議が置かれており（市セキュリティ規則第3条）、情報セキュリティ会議は、市セキュリティ対策基準に関する事項等について調査審議する（市セキュリティ規則第10条第1項）。</p>														

しかし、令和3年6月に、市セキュリティ対策基準の改正について審議したのを最後に、監査時点まで開催実績がない。

②問題点

情報セキュリティ会議が活用されていない。

③意見12《情報セキュリティ会議の開催》

市セキュリティ対策基準の改定を審議する場合だけ開催するのではなく、情報セキュリティを確保するための方策の統一的な運用に關し、内部監査等を通じて得た懸念事項の共有や、退職者や異動者の端末がタイムリーに返却されない等、情報セキュリティの確保に関する基本的な懸念事項といった、情報セキュリティに関する問題意識を全序的に共有する機会として活用する必要がある。

③情報システム化実施計画書について

①検出事項

情報システムの開発及び既存の情報システムの変更をしようとする課は、情報システムの開発等に当たっては、あらかじめ情報システム支援管理者に実施計画書を提出する必要がある（市システム要綱第3条）。実施計画書の承認に係る手続は、以下のような取扱いになっている（市システム要綱第4条）。

・情報システム支援管理者が相当と認めた「小規模システム」の実施計画書
→情報システム支援管理者による調査検討のみ必要

・「小規模システム」に該当しない情報システムの実施計画書
→上記に加えて、金沢市デジタル戦略推進本部における調査審議も必要

・「事務配分の適正化等に係る重要」な実施計画書
→上記に加えて、行政事務改善会議において調査審議も必要

しかし、「小規模システム」や「事務配分の適正化等に係る重要」という点に関する該当性の判断指針が規定されていない。

②問題点

「小規模システム」や「事務配分の適正化等に係る重要」という点に関する該当性の判断指針が不明確となっており、市システム要綱が実態に即していない。

③意見13《市システム要綱の見直し》

現時点では「小規模システム」や「事務配分の適正化等に係る重要」という点に関する該当性は、予算規模や業務の影響範囲等により総合的に判断し、特に複数の課や他システムに影響を与えるかについて慎重に判断しているとのことである。しかし、市シス

テム要綱が実態に即していないため、実態に即した運用となるよう市システム要綱の規定を見直す必要がある。

④異動・退職における端末の返却状況について

①検出事項

市セキュリティ対策基準第22条によると、業務を離れる場合には、利用していた情報資産を、返却しなければならないとされている。そこで、職員に貸与する端末（PC）の管理状況を確かめたところ、過年度に退職した職員に貸与していた端末を当年度に回収した事例や、年度途中に退職し、当該者が所属していた課で保管されていた端末をまとめて回収した事例があった。

②問題点

事務に活用されない端末が発生している。

③意見14《端末の放置によるデメリットの意識付け》

過年度退職の職員用端末については、退職時に返却を指示したが所属課所の繁忙を理由に返却されず、デジタル行政戦略課より何度も催促し翌年度末にようやく回収が完了し、その他の端末については、年度途中に退職し、課所で保管されていたものをまとめて回収したものである。

端末を放置することにより生じるデメリットについて、年次で実施する全職員対象の研修や、情報セキュリティ会議等による情報共有を通じて、職員への意識付けを徹底する必要がある。

⑤テレワーク用ソフトウェアライセンスについて

①検出事項

職員のテレワーク用ソフトウェアライセンスとして、「Soliton Secure Desktop」があるが、令和5年度末時点では50ライセンス中、644ライセンスが稼働し、106ライセンスが未稼働となっている。

②問題点

職員の勤務状況を勘案すると、不要なライセンスが存在する可能性がある。

③意見15《テレワーク用ソフトウェアライセンスの稼働状況》

「Soliton Secure Desktop」の管理台帳を入手し、未稼働となっているライセンスの内訳を確かめたところ、職員にライセンス付与されているものの、一切使用されていないと思われるものが、65ライセンスであった。職員の勤務状況を勘案し、「Soliton Secure Desktop」のライセンス数を定期的に確認し、必要に応じて見直す必要がある。

2. AI活用行政情報自動案内システム

(1) 概要

名称	No.5	AI活用行政情報自動案内システム	
情報システムの導入目的	市民とのすべての接点やしくみをメディアとして捉え直し広報活動全体を設計することとし、特に、若者から高齢者まで各世代が利用できる、新しい情報発信技術の導入について検討を進めたところ、人工知能等の情報発信技術の活用により、よりきめ細か、行き届く市政情報の発信を行うなど、広報広聴機能を充実することで、市民サービスの向上及び業務の効率化をめざすこととした。その一つの手段としてチャットボット型住民間合せシステムを導入するものである。	AI活用行政情報自動案内システムのみであり、QAデータの整備や利用ログの閲覧で利用している。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。	
導入年度	令和元年度	AI活用行政情報自動案内システムの重要度はCであるため、情報資産台帳の作成は不要である。	
利用するコンピュータネットワーク	インターネット	AI活用行政情報自動案内システムに係るサーバ装置を設置していないことから、該当がない。	
クラウドサービスの利用の有無	有	④人的セキュリティ対策 毎年4月に担当者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。	
所管課	都市政策局広報広聴課	⑤技術的セキュリティ対策 パスワード共通の基準に沿って、パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと等を担当者に周知している。また、パスワードの複雑性を確認したこと、特段の検出事項はなかった。	
年度毎の予算額・決算額	令和3年度 予算額 1,848	令和4年度 予算額 3,248 決算額 3,289 令和5年度 予算額 3,630 決算額 3,630	⑥運用管理におけるセキュリティ対策 ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないことである。

(2) 実施計画

①導入の可否の検討状況

他の中核市等の類似事例を確認したところ、チャットボットサービスを提供している事業者及び利用する自治体いずれも複数あり、より良いサービスを安価に取得可能な状況にあると判断していた。
情報システムの導入による既存業務への影響を検討したところ、住民問合せ対応システムの精度を向上させる際は、多種多様な回答を整備することが最も重要なことから、人工知能が自己学習を始めるまでの期間は、職員がシステム利用結果から想定し、質疑応答を充実させ続ける負担が発生すると判断していた。

②導入による効果の検討状況

市民生活の向上効果として、24時間・365日質問が可能であり、対応窓口のマルチチャンネル化に伴い相談しやすい市民意識が醸成されると判断していた。
職員の労力削減効果として、電話忾応業務の削減により、情報システム導入後5年間で16,320千円の人件費が削減できることと試算しており、情報システム導入に伴い生じるであろう5年間の歳出11,420千円に比べて導入による効果の方が高いと判断していた。

(3) 実施手順

①体制

電子情報管理者は、広報広聴課長である。AI活用行政情報自動案内システムの利用課は、広報広聴課のみであり、QAデータの整備や利用ログの閲覧で利用している。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。

②情報資産の分類と管理

AI活用行政情報自動案内システムの重要度はCであるため、情報資産台帳の作成は不要である。

③物理的セキュリティ対策

AI活用行政情報自動案内システムに係るサーバ装置を設置していないことから、該当がない。

④人的セキュリティ対策

毎年4月に担当者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。

⑤技術的セキュリティ対策

パスワード共通の基準に沿って、パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと等を担当者に周知している。また、パスワードの複雑性を確認したこと、特段の検出事項はなかった。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないことである。

⑦緊急時におけるセキュリティ対策

システム障害発生時の措置及びコンピュータウイルス感染時の対応に関する手順が整備されている。なお、システム障害及びコンピュータウイルスの感染はいずれも、該当がないことである。

⑧システム開発

定型的なクラウドサービスを利用しているだけであるため、該当事項はない。

⑨情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となっていない。

(4) 標準 QA の見直しについて
①検出事項

AI 活用行政情報自動案内システムは、行政サービスの手数や制度に関する質問について、AI チャットボット「しつぎおふくん」が会話形式で回答するもので、パソコン・スマートフォン等から 24 時間利用できるというものである。市民に対する回答データについては、広報広聴課が、毎月他課に、府内照会にて確認を依頼しており、各課の判断のもと修正判断等を行っている。なお、回答データは、当該情報システムにおけるテンプレートに相当する標準 QA と、市が個別に作成する独自 QA から構成されているが、標準 QA において「使用しない」とされているデータや、「対象外」とされるデータが散見された。

②問題点
AI 活用行政情報自動案内システムが市民のニーズを十分に満たしていない可能性がある。

③意見 16 《標準 QA の見直し》

標準 QA は、監査時点で 2,045 用意されており、そのうち、「使用しない」というフレグに「〇」がついている回答データは 465、「対象外」というキーワードで抽出された回答データが 713 ある。「使用しない」や「対象外」となっている回答データは、AI 活用行政情報自動案内システムにおいて市民からの質問に対して回答を行わないデータである。「使用しない」や「対象外」となっている回答データについて、設定当初から見直しを行わない可能性もあるため、各 QA 内容の見直しを実施するよう働きかけを行っていく必要がある。

(5) 質問ログに基づく回答カテゴリの分析について

①検出事項

市民からの質問のログはテキストデータで出力可能であるが、回答カテゴリがログに残るのは、自動案内システムが設定された回答を出力する段階まで市民が利用した場合だけである。しかし、質問ログは、いたずら目的の場合や、自動案内システムが設定された回答を出力する以前に市民が利用を中止した場合も残り、その場合、回答カテゴリが空白となる。このようなことから、回答カテゴリの分析を行っていない。

②問題点

回答内容の更新に質問ログが活用されていない。

③意見 17 《質問ログに基づく回答カテゴリの分析》

質問ログは令和 6 年 3 月のもので合計 21,101 あり、表計算ソフトウェアのフィルタ機能により集計したところ、回答カテゴリがあるものは 18,541 である。質問ログに基づく回答カテゴリの分析を行い、市民からのニーズを適切に把握することで、回答内容

を更新する際の優先順位を設定し、AI の活用による行政情報の自動案内を市民にとって、より有効なものとしていく必要がある。

3. クラウド型市公式ホームページ管理システム

(1) 概要

名称	No. 6	クラウド型市公式ホームページ管理システム		
情報システムの導入目的	下記の目的を達成するため、コンテンツ管理システムの刷新及び市公式 HP のリニューアルを実施する。 ・サイト構成をより分かりやすいものに刷新 ・レスポンシブウェブ ²⁸ 及び「JIS X 8341-3:2016」 ²⁹ への対応 ・オンプレミス ³⁰ からクラウドに変更することで、災害時の情報発信体制を強化			
導入年度	令和 3 年度			
利用するコンピュータネットワーク	インターネット			
クラウドサービスの利用の有無	有			
所管課	都市政策局広報広聴課			
年度毎の予算額・決算額	令和 3 年度 予算額 26,000	令和 4 年度 決算額 22,000	令和 5 年度 予算額 3,300	決算額 3,300

(2) 実施計画

①導入の可否の検討状況

他の中核市が実施した「ホームページ作成システムの機能調査」を参考にして、リニアールに要した費用、製品名、CMS 機能³¹などを把握していた。

²⁸ スマートフォンや PC といった様々な端末の画面サイズに合わせて Web サイトの表示を最適化する手法をいう。

²⁹ 日本工業規格の一つで、高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なく、ウェブコンテンツを利用することができます。組織が自身の施設内で情報システムを運用する形態をいう。

³⁰ 「Contents Management System：コンテンツ・マネジメント・システム」の略で、ウェブサイトのコンテンツを構成するテキストや画像、デザイン・レイアウト情報（テンプレート）などを一元的に保存・管理する仕組みをいう。

②導入による効果の検討状況
障害者差別解消法や「JIS X8341-3:2016」等により、公的機關に求められているウェブアクセシビリティ³²を達成することが可能であると判断していた。
現行サーバは庁舎内に配置しており、本庁舎が被災した場合、サイト更新作業は不可能。災害時情報発信用のクラウド環境も別途用意しているが、コンテンツの作成にはHTML等の知識が必要となるため、限られた職員しかページを作成することができない。

- (3) 実施手順
- ①体制
情報システム管理者は、広報広聴課及びその他の課であり、広報広聴課はコンテンツデータの維持・管理、その他の課はコンテンツの更新で利用している。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。
- ②情報資産の分類と管理
クラウド型市公式ホームページ管理システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要である。
- ③物理的セキュリティ対策
クラウド型市公式ホームページ管理システムに係るサーバ装置を設置していないことから、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界界面）を定めておらず、該当がない。
- ④人的セキュリティ対策
毎年9月にコンテンツの作成者研修及びコンテンツの承認者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。
- ⑤技術的セキュリティ対策
クラウド型市公式ホームページ管理システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に、情報システム管理者が付与することとなっており、各課に作成者IDと承認者IDを付与している。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策
ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないとのことである。また、端末機の保護として、端末機の盗難防止措置をとること等が規定されている。

(7)緊急におけるセキュリティ対策
システム障害発生時の措置に関する手順が整備されている。また、クラウド型市公式ホームページ管理システムは、「クラウド型市公式ホームページ管理システム運用保守システム委託」の委託業者が管理するデータセンター環境に構築しているため、委託業者においてウイルス対策を実施している。なお、システム障害及びコンピュータウイルスの感染はいずれも、該当がないとのことである。

- ⑧システム開発
定型的なクラウドサービスを利用しているだけであるため、該当事項はない。
- ⑨情報セキュリティ内部監査
令和5年度においては、監査対象となっていない。

- (4) ID・パスワードの管理について
- ①検出事項
各課に作成者IDと承認者IDを付与しているが、所管課が各課において同一人が作成者IDと承認者IDを使用できないような対策が講じられているかどうかが把握しない。また、実施手順において、「パスワードの文字列は、十分な長さとし、名前、職員番号、電話番号、誕生日等の容易に推測できる事柄に基づいて定めないこと。」とされているが、各課が当該規定を遵守しているかどうかが把握していない。
- ②問題点
ID・パスワードの管理について、実施手順を遵守していない。
- ③指摘01『ID・パスワードの管理』
所管課が各課において同一人が作成者IDと承認者IDを使用できないような対策が講じられているかどうかを把握し、市の公式ウェブサイトの更新に係る権限分掌が適切に行われているかを把握する必要がある。加えて、初期パスワードは平易なものとなることがあることから、パスワードの更新状況を把握し、権限を付与されない者によるアカセスが容易になっているかどうかを把握する必要がある。
- (5) クラウド型市公式ホームページ管理システムの監視項目と報告項目の関係について
- ①検出事項
「クラウド型市公式ホームページ管理システム運用保守業務委託仕様書」によると、「システム監視」として、具体的な監視項目が以下のように定められている。

³² 心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に關わらず、ウェブで提供されることをいう。この情報にアクセスし利用できることをいう。

導入年度	令和3年度
利用するコンピュータネットワーク	専用線(市内におけるローカルなネットワーク)
・サービス監視	
・サーバの稼働監視	
・サーバの負荷監視(CPU、メモリ、ディスク)	
・不正侵入検知(ワーム ³³ やDos攻撃 ³⁴ 等の不正なパケットの検出)	
・サーバ上のファイルの改ざん	

(2) 実施計画

(1) 導入の可否の検討状況

既存のホストコンピュータ³⁵を継続利用するという案もあったが、既存のホストコンピュータが老朽化していること、法制改正等について市独自で対応を行う必要が発生し費用及び職員負担が増大すること、多くの地方公共団体でホストコンピュータを廃止しており今後の継続性に疑問があることといったデメリットを総合的に勘案し、バックアップソフトウェア³⁶の導入により、基幹情報システムの再構築を行うこととした。

③意見18《クラウド型市公式ホームページ管理システムの監視項目と報告項目の関係》

「サービス運用報告書」では、サーバへの負荷がどれほどあったのか不明である、不正侵入検知が監視項目であるのに不正アクセス件数のみの報告となっているなど、仕様書の監視項目と整合していない点がある。

②問題点

クラウド型市公式ホームページ管理システム運用保守業務委託仕様書における監視項目が、業務結果完了報告書に相当する資料に反映されていない。

「クラウド型市公式ホームページ管理システムの監視項目と報告項目の関係」における監視項目と「サービス運用報告書」の報告項目を比較検討し、サーバへの負荷や不正侵入検知など、不足すると考えられる報告項目について、今後、「サービス運用報告書」に記載するよう、委託先に求めめる必要がある。

4. 基幹情報システム

名称	No. 14	基幹情報システム
情報システムの導入目的	ホストコンピュータシステム(住民登録・税オンラインシステムと一部の電算処理業務)	について、バックアップシステムとして再構築するもの。

³³スマートフォンやPC等の端末に、乗っ取りや情報窃取といった有害な動作をするソフトウェアの一種をいう。
³⁴サーバやネットワークに大量のデータを送信して、本来のサービス提供を妨害するサイバー攻撃をいう。

³⁵ネットワーク環境において、サービスを提供するコンピュータの総称であり、ネットワークの中心となる大型のコンピュータで、高い処理能力を備えているものをいう。
³⁶特定の業務や機能を実現するために開発された、汎用化されたソフトウェアをいう。
³⁷業務内容に合わせてソフトウェアの設定や機能を変更することをいう。

・ネットワーク稼働監視
・サーバの稼働監視
・プロセス監視(OS系、アプリケーション系)
・ログ監視
・サーバの負荷監視(CPU、メモリ、ディスク)
・不正侵入検知(ワーム ³³ やDos攻撃 ³⁴ 等の不正なパケットの検出)
・サーバ上のファイルの改ざん

一方で、委託先から提出される「サービス運用報告書(業務結果完了報告書に相当する資料)」の報告項目は、以下のとおりである。

・サービス稼働率
・計画内停止時間
・計画外停止時間
・不正アクセス件数
・セキュリティ事故件数

<p>(3) 実施手順</p> <p>① 体制</p> <p>情報システム管理者は、情報システム支援管理者であるデジタル行政戦略課長である。基幹情報システム上で動作する情報システム及び業務内容は以下のとおりである。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">情報システムの名称</th><th style="text-align: left;">業務内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民記録システム</td><td>住民記録、印鑑登録</td></tr> <tr> <td>住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>市町村間通知、マイナンバーカード管理、公的個人認証連携、本人確認情報管理</td></tr> <tr> <td>選挙人名簿システム</td><td>選挙人名簿管理、従事者管理</td></tr> <tr> <td>税務システム</td><td>税宛名、軽自動車税、事業所税、諸税(市たばこ税、入湯税、宿泊税)、固定資産税、個人住民税、法人市民税、税収納管理</td></tr> <tr> <td>市税滞納管理システム</td><td>税の滞納管理</td></tr> <tr> <td>収入日計システム</td><td>収納情報管理</td></tr> <tr> <td>汎用業務処理システム</td><td>口座管理、GIS³⁸、財務会計、統計、農政、福祉、介護保険、国民年金、衛生、国民健康保険、後期高齢医療制度、教育、企業局、市民共済</td></tr> </tbody> </table>	情報システムの名称	業務内容	住民記録システム	住民記録、印鑑登録	住民基本台帳ネットワークシステム	市町村間通知、マイナンバーカード管理、公的個人認証連携、本人確認情報管理	選挙人名簿システム	選挙人名簿管理、従事者管理	税務システム	税宛名、軽自動車税、事業所税、諸税(市たばこ税、入湯税、宿泊税)、固定資産税、個人住民税、法人市民税、税収納管理	市税滞納管理システム	税の滞納管理	収入日計システム	収納情報管理	汎用業務処理システム	口座管理、GIS ³⁸ 、財務会計、統計、農政、福祉、介護保険、国民年金、衛生、国民健康保険、後期高齢医療制度、教育、企業局、市民共済
情報システムの名称	業務内容																
住民記録システム	住民記録、印鑑登録																
住民基本台帳ネットワークシステム	市町村間通知、マイナンバーカード管理、公的個人認証連携、本人確認情報管理																
選挙人名簿システム	選挙人名簿管理、従事者管理																
税務システム	税宛名、軽自動車税、事業所税、諸税(市たばこ税、入湯税、宿泊税)、固定資産税、個人住民税、法人市民税、税収納管理																
市税滞納管理システム	税の滞納管理																
収入日計システム	収納情報管理																
汎用業務処理システム	口座管理、GIS ³⁸ 、財務会計、統計、農政、福祉、介護保険、国民年金、衛生、国民健康保険、後期高齢医療制度、教育、企業局、市民共済																

これらの情報システムを利用する税務課等が、情報システムの利用課である。なお、情報システムの運用・保守管理は市職員が実施し検証を行うほか、委託先のデータセンターにおいてベンダーが実施し、その業務を市職員が検証する体制となっている。

② 情報資産の分類と管理

基幹情報システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要であり、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界面）を定めている。

③ 物理的セキュリティ対策

基幹情報システムに係るサーバ装置を設置しているため、市施設内におけるサーバルーム及びその関連施設、並びに委託先のデータセンターにおけるサーバルーム及びその関連施設の観察を実施した。観察の概要は以下のとおりである。

- 市施設内におけるサーバルーム及びその関連施設について
- ・二要素認証³⁹による入退室管理がなされている
- ・空調機が備え付けられており、予備の空調機については定期的に稼働テストを実施している
- ・サーバのうち特に重要なものについて免震架台に設置されている

³⁸ 位置情報を持ったデータを管理・加工する仕組みをいう。

³⁹ IDやパスワードなどの認証要素に加えて、指紋等の生体認証やスマートフォン向けに通知された認証コードを入力する等、もう1つの要素で本人確認を行いう。

<p>委託先のデータセンターにおけるサーバルーム及びその関連施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県外に所在している ・ハザードマップによる浸水可能性を考慮し、建物をかさ上げし、建物入り口などに必要に応じて防水板がはめこめるようになっている ・二要素認証による入退室管理がなされている ・セキュリティ区画ごとにセキュリティレベルが段階的に設定されている ・荷物搬入口があるが、外のドアが開いたら中のドアが開かない仕組みである ・無停電電源装置が複数設置されている ・セキュリティカメラが複数設置されている ・冷却機やその予備機も備え付けられており定期的に稼働テストを実施している ・電源は複数箇所の変電所から確保している ・サーバルームは、前室あり、共通⁴⁰防止機能が付されている ・サーバルームの入退室には別途、二要素認証が必要となっている ・煙、熱の探知機がある ・別の階から冷気を送り、一定温度に保っている ・建物の屋上に避雷針が複数設置されている ・自家発電機が複数台設置されている ・建物はオイルダンパー、耐震ゴム等により免震構造となっている ・運用担当者が複数名常駐しており、24時間365日常時稼働している ・市の担当者も1年に1度は現地視察に行っている

⁴⁰ 通信障害や機器の故障などの緊急事態に備えて、予備の設備やネットワークを準備しておくことをいう。

⁴¹ 停電などの電源障害が発生した場合に、バックアップ電源として機器に電力を供給する装置をいう。

⁴² 入退室管理の際に認証を受けた人が入退室する際に、認証を受けない人が同時に出入りする行為をいう。

に影響を与えない形でリカバリ訓練を実施し、実際の障害発生に備えておく必要がある。

⑤技術的セキュリティ対策

基幹情報システムの利用者は、利用者ごとに一意のIDにより識別する。IDは、登録の際に、情報システム管理者が付与することとなっており、IDを付与し、業務に応じた権限を付与している。

パスワード共通の基準に関して、パスワードを秘密にし、パスワードの複雑性を確認したところ、特段の検出事項はなかった。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないとのことである。

⑦緊急時におけるセキュリティ対策

システム障害発生時の措置及びコンピュータウイルス感染時の対応に関する手順が整備されている。なお、システム障害及びコンピュータウイルスの感染はいずれも、該当がないとのことである。

⑧システム開発

基幹情報システムは平成29年度に導入を決定し、平成30年から令和2年にかけて開発を行い、令和3年度に導入を行つたものである。その導入以降、システム開発は実施していない。

⑨情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となつていない。

(4) リカバリ訓練の方法について

①検出事項

年一度、全庁向け緊急時参集訓練に併せて、大規模災害発生時を想定し、デジタル行政戦略課内にて別途訓練を実施している。その際に、データのリカバリ訓練を実施しているが、手順書の閲覧によるリカバリ手順の確認に止まっている。

②問題点

実際に障害が発生した場合、有効かつ効率的にリカバリを実施できない可能性がある。

③意見19《リカバリ訓練の方法》

本環境でリカバリ訓練を実施すると、手順誤り等により、基幹情報システムに不具合が生じる可能性があることから、書面の閲覧によるリカバリ手順の確認に止まっていることである。しかし、テスト環境においてリカバリを実施するなど、本番環境

5. 文書管理財務会計システム

(1) 概要

名称	No. 21	文書管理財務会計システム
情報システム	働き方改革を推進するため、電子決算に適した情報システムを導入し、デジタル化に則した事務処理に根本的に見直すことで、業務効率の改善を図る。	
導入年度	令和3年度	
利用するコンピュータネットワーク	専用線（府内におけるローカルなネットワーク）	
クラウドサービスの利用の有無	利用なし	
所管課	総務局デジタル行政戦略課	

(2) 実施計画

年度毎の予算額・決算額	(金額単位：千円)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	197,542	195,942	225,231
決算額	197,542	195,942	224,336
予算額	25,680	25,680	26,614
決算額			

(1)導入の可否の検討状況

導入の可否の検討当時に使用していた事務管理システムについては、導入より15年以上が経過し、システムを構成する技術に近年中の保守終了が予定されているものがあることから、業務継続上の問題についても解決を図るために、新たな情報システムの導入が必要であると判断していた。

(2)導入による効果の検討状況

財務帳票の電子化による費用削減効果として、情報システム導入後5年間で250,630千円の費用が削減できると見込んでいた。

一方で、情報システム導入後5年間に生じるであろう歳出合計は503,439千円であり、導入による効果が情報システム導入後に生じるであろう歳出合計を下回るのであるが、いわゆる「働き方改革」のためには、業務のデジタル化、ペーパーレス化が必須であり、業務執行の基本となる文書及び財務会計の各事務について、それに対応するこのできるシステムの導入が必要であるとの判断から導入を決定した。

(3) 実施手順

①体制

情報システム管理者は、情報システム支援管理者であるデジタル行政戦略課長である。文書管理財務会計システムを利用する課(所)及び業務内容は以下のとおりである。

課(所)名	業務内容
市立病院	文書管理、電子決裁
企業局	文書管理、電子決裁
上記以外の課(所)	文書管理、電子決裁、財務会計、備品管理

なお、情報システムの運用、保守管理は、市職員がベンダーのシステムエンジニアが行う作業（情報システムへの修正の適用等）について、変更内容一覧表や課題管理表を用いて内容と実施日等の記録、作業手順に問題がないかどうかをを検証する体制となっている。

②情報資産の分類と管理

基幹情報システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要であり、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界面）を定めている。

③物理的セキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

④人的セキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

⑤技術的セキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないとのことである。また、令和5年度において添付されたデータは、データの添付ルールを遵守せずに、異なる内容のデータをまとめて一つのデータとして添付するといった不備が散見されたが、令和6年度においては、各課への指導が徹底されていることから、データの添付ルールを遵守しないといった事例は1件しか検出されない状況に改善されている。

⑦緊急時におけるセキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

⑧システム開発

各課からの要望に基づくプログラム変更は、変更内容一覧表にて管理している。

(4) 変更内容一覧表と課題管理表の関連付けについて
①検出事項

変更内容一覧表は、プログラムの変更管理についての記録で、課題管理表は、保守ペンダーナーとの質疑や回答の記録ということがあるが、変更内容一覧表を閲覧したところ、課題管理表に記載された課題のうち、どの課題を解決するために変更を行ったのかが不明確である。

②問題点

プログラム変更がどの所管課からのどのような要望に基づき実施されたのかが不明確である。

③意見2《変更内容一覧表と課題管理表の関連付け》

変更内容一覧表と課題管理表の関係が不明確であるため、プログラム変更がどの所管課からのどのような要望に基づき実施されたのかが不明確となっていることから、今後は、変更内容一覧表と課題管理表に共通した連番を設けるなどして、両者の関係を明確にすることで、プログラム変更の正当性を担保する必要がある。

6. 市税滞納管理システム

(1) 概要
 ②情報資産の分類と管理
 基幹情報システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要であり、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界界面）を定めている。

名称	No.30	市税滞納管理システム
情報システムの導入目的	基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。	
導入年度	令和3年度	
利用するコンピュータネットワーク	専用線（府内におけるローカルなネットワーク）	
クラウドサービスの利用の有無	利用なし	
所管課	総務局税務課	
年度毎の予算額・決算額		(金額単位：千円)
	令和3年度	令和4年度
予算額	決算額	予算額
-	-	-
		予算額
		-
		-
		-

デジタル行政戦略課所管の基幹情報システムの運用委託費の中に含まれているため、市税滞納管理システム単体での予算額・決算額は該当がない。

(2) 実施計画

①導入の可否の検討状況
 基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。

②導入による効果の検討状況
 基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。

(3) 實施手順

①体制

情報システム管理者は、税務課長である。市税滞納管理システムの利用課は、税務課及びその他の課であり、その他の課は税務課に申請すれば利用できる。税務課は全画面の参照が可能であり、滞納処分の更新や、滞納者情報の更新が可能である。その他の課は、未納画面の参照のみ可能となっている。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。

(4) 実施手順について

- ①検出事項
 実施手順において、「古いハスワードの再使用又は循環しての使用をしないこと。」とされているが、システム上は、連続して使用できないような制限が掛けられているだけであり、一度異なるハスワードに変更すれば、次回以降の変更時において、ハスワードの再使用が可能となっている。

- ②問題点
古いパスワードの再使用又は循環しての使用をしないというルールが現行の運用と整合していない可能性がある。

③意見21《実施手順の改正》
「古いパスワードの再使用又は循環しての使用をしないこと。」という規定は、パスワードの変更を前提とした規定であるが、監査時点において内閣サイバーセキュリティセンターが公表する「インターネットの安全 安心ハンドブック」においては、「パスワードの定期変更是基本が必要なし。ただし流出時は速やかに変更する。」とされている。市税滞納管理システムにおいても、パスワードの定期的な変更是求めていない。したがって、市税滞納管理システムの実施手順を、現行の運用に即した内容に改正する必要がある。

7. 税務システム

(1) 概要

名称	No.31	税務システム
情報システムの導入目的	基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。	
導入年度	令和3年度	
利用するコンピュータネットワーク	専用線(市内におけるローカルなネットワーク)	
クラウドサービスの利用の有無	利用なし	
所管課	総務局税務課	
(金額単位：千円)		
年度毎の予算額・決算額		
令和3年度		
予算額	決算額	予算額
-	-	64,000
令和4年度		
予算額	決算額	予算額
-	-	60,368
令和5年度		
予算額	決算額	予算額
-	-	81,300
決算額		
		80,487

令和3年度においては、税務システムに帰属すべき歳出はなかったが、令和4年度においては地方税共通納税対象税目拡大に伴うシステム改修に係る歳出が、令和5年度においては税制改正に係る税務システム改修委託業務に係る歳出が計上されている。なお、税制改正のうち、定額減税に係るシステム改修委託業務は、令和6年度に繰越となつたことから、令和5年度の予算額・決算額には含まれていない。

(2) 実施計画

- ①導入の可否の検討状況
基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。
- ②導入による効果の検討状況
基幹情報システムと同時に導入されていることから、基幹情報システムの記載事項を参照されたい。

(3) 實施手順

①体制	情報システム管理者は、総務局長である。税務システムを利用する課(所)及び業務内容は以下のとおりである。
税の窓口	業務内容 証明発行、企画面参照

⑦緊急時におけるセキュリティ対策
基幹情報システムと同様である。

⑧システム開発
基幹情報システムと同様である。

⑨情報セキュリティ内部監査
令和5年度においては、監査対象となっていない。

課(所)名	業務内容
税務課	全画面参照、共通宛名、収納、譲納、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、宿泊税更新
市民税課	全画面参照、共通宛名、個人、法人市民税、事業所税更新
資産税課	全画面参照、共通宛名、固定資産税、特別土地保有税更新
デジタル行政戦略課	全画面参照（担当者に限る）
市民課	証明発行、軽自動車税画面参照、個人市民税画面参照
市民センター	証明発行、軽自動車税画面参照
福祉健康センター	個人市民税画面参照
福祉金課所	個人市民税、共通宛名画面参照
住宅政策課	個人市民税、共通宛名画面参照
教育経済課	個人市民税、共通宛名画面参照
保険年金課	個人市民税画面参照

なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。

②情報資産の分類と管理

税務システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要であり、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界面）を定めている。

③物理的セキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

④人のセキュリティ対策

毎年4月に端末操作研修及び情報セキュリティ研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。

⑤技術的セキュリティ対策

税務システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用者IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に、情報システム管理者が付与することなどなっている。
パスワード共通の基準に関して、パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと等を担当者に周知している。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行つていないとのことである。

(4)宿泊税の内容

①宿泊税制度の概要

平成28年度包括外部監査のテーマは市税であったが、市における宿泊税の導入は平成31年4月であり、当時の包括外部監査における監査対象となっていない。そこで、税務システムの検証に当たっては、宿泊税を関連とする事項を対象とした。
市が導入している宿泊税は、「金沢の歴史・伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てたため、市が独自に課税する地方税（以下「法定外目的税」という。）であり、市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されるものである。

宿泊税の税収は、以下の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用される。

②まちの個性をかけ歴史・伝統・文化の振興を図る施策

- ・観光客の受け入れ環境の充実を図る施策
- ・市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

②宿泊税制度の詳細

宿泊税の納税義務者は、市内に所在する旅館・ホテル等の宿泊者であるが、市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、市へ申告と納入をする特別徴収制度が採用されている（金沢市宿泊税条例第5条）。

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関する旅館業の許可を受けた者及び住宅宿泊事業の届出をした者（以下「宿泊事業者」という。）であり（金沢市宿泊税条例第1項、第2項）、市の担当者は、申請内容を基に税務システムに登録を行う。

宿泊税の課税対象となる行為（黒船客体）は、宿泊施設への宿泊で、平成31年4月1日以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されるものである。

宿泊税の税率は、1人1泊当たりの宿泊料金により判定し、この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金の他、その名称にいかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額であり、サービス料等は含み、消費税・入湯税等は除くこととされている。宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりである（金沢市宿泊税条例第4条）。

宿泊税の納入は、納入期限（毎月月末）までに、金沢市指定金融機関等の窓口で、宿泊税納入書により納入する必要があるが、金沢市電子申請サービスや地方税共同機構が運営するeLTAXを利用した、電子申告及び電子納入が可能となっている。

(5) 宿泊税の電子申告について

① 検出事項

宿泊税の申告が必要な施設単位の件数は、令和5年度においては490件であり、そのうち金沢市電子申請サービスによる電子申告が144件、eLTAXによる電子申告が37件となっている。電子申告の場合は、市の担当者が、書面の宿泊税納入申告書を閲覧しながら、仮登録のための入力を行う必要がないなど、宿泊税に係る事務が効率化できると考えられる。

宿泊料金（税抜き）	税率
5,000円未満	0円（免税）
20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

なお、免税点が設定されたのは令和6年10月1日以降の宿泊である。

③宿泊税の申告及び納入

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに宿泊税納入申告書を提出し、宿泊施設ごとに、毎月、申告及び納入することになる（金沢市宿泊税条例第7条第1項）。宿泊税納入申告書には、宿泊のあつた月における宿泊税に係る税率ごとの宿泊数、宿泊税額及び宿泊税の課税対象外の宿泊数を記入する必要がある。

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、下記の要件を満たす場合には、申請により、申告及び納入の期限の特例（以下、本項において「特例」という。）の適用を受ける事ができる。この特例の適用を受けると、申告及び納入の期限は、3か月分を取りまとめた年4回となる。特例の適用要件は、以下のとおりである。

- 申請日において、特別徴収義務者となつた日の末日から1年を経過していること。
- 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が120万円以下であること。
- 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合、その取消しの日から1年を経過していること。
- 申請日前1年間ににおいて、市税等の滞納がないこと。
- 財産の状況その他の事情から、宿泊税の徵收の確保に支障がないと認められること。

特例適用時の申告及び納入の期限は、以下のとおりである（金沢市宿泊税条例第7条第2項）。

宿泊のあつた月	申告及び納入の期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

なお、上記の特例の適用を受けるためには、宿泊税納入期限等特例承認申請書を提出する必要がある（金沢市宿泊税条例施行規則第6条第2項）。

② 問題点

宿泊税に係る事務の効率化が徹底されていない。

③ 観見22『宿泊税の電子申告の周知』

金沢市電子申請サービスによる電子申告は納入手続ができない一方で、eLTAXによる電子申告では納入手続も対応可能なことから、市のウェブサイトにおいて、eLTAXによる電子申告を周知している。市のウェブサイトにおいて、eLTAXにおける宿泊税等の手続に係る特設ページのリンクが張られているが、書面による宿泊税の申告・納入を行ってきた特別徴収義務者のすべてが、特設ページを閲覧しただけで、電子申告に習熟できるとは限られないと考えられる。eLTAXによる電子申告を周知するに当たっては、各事業者が電子申告のメリットを理解して選択できるよう工夫する必要がある。

(6) 宿泊税納入申告書等の送付について

① 検出事項

宿泊税納入申告書、宿泊税納入書、申告書発送一覧表（外部帳票確認一覧）（以下、まとめて「宿泊税開帳系書類」という。）は、税務システムにより出力されたデータを、外部委託業者に渡して印刷・発送が行われる。発送の対象には、電子申告を行う特別徴収義務者も含まれている。

② 問題点

不要な書類を送付することにより余分な委託料が生じている。

43 コンピュータが一定期間のデータをまとめて一括処理する方式をいう。

③意見23《宿泊税関係書類の一括送付》
特別徴収義務者に意思認を行い、宿泊税関係書類の送付が不要な者については、宿泊税関係書類の出力の対象から除外する等して、宿泊税関係書類に関する費用の削減に努める必要がある。

①検出事項	市の担当者は税務システムにおいて、宿泊税の特別徴収義務者の登録を行った後、特別徴収義務者より提出される宿泊税納入申告書や課税免除事由に該当することを証するに足りる書類をもとに税務システムに登録を行う。特別徴収義務者は、原則として毎月宿泊税納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。しかし、宿泊税納入申告書を提出せず宿泊税納入申告書を提出する者が散々、特別措置の申請をせずに一定の月にまとめて宿泊税納入申告書を提出する者が散見されることである。
②問題点	公表されている市の「宿泊税特別徴収事務の手引」によると、加算金について「宿泊税の申告が適正になされなかつた場合には、加算金が課されることがあります。」といつた記載があり、延滞金について「納入期限までに宿泊税を納入しなかつた場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。」といった記載がある。しかし、加算金や延滞金を課した実績がないことである。

(7) 宿泊税に係る延滞金の徴収について

①検出事項

市は税務システムにおいて、宿泊税の特別徴収義務者の登録を行った後、特別徴収義務者より提出される宿泊税納入申告書や課税免除事由に該当することを証するに足りる書類をもとに税務システムに登録を行う。特別徴収義務者は、原則として毎月宿泊税納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。しかし、宿泊税納入申告書を提出せず宿泊税納入申告書を提出する者が散々、特別措置の申請をせずに一定の月にまとめて宿泊税納入申告書を提出する者が散見されることである。

公表されている市の「宿泊税特別徴収事務の手引」によると、加算金について「宿泊税の申告が適正になされなかつた場合には、加算金が課されることがあります。」といつた記載があり、延滞金について「納入期限までに宿泊税を納入しなかつた場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。」といった記載がある。しかし、加算金や延滞金を課した実績がないことである。

②問題点

金沢市宿泊税条例に基づき、適切に宿泊税を申告、納入している者と比較すると、不公平な状況になつている。

③意見24《宿泊税に係る延滞金の徴収》

市は宿泊税について、法定外目的税である宿泊税は全国で導入している地方公共団体の数が少なく、新規で開業する宿泊事業者も多いため、制度の定着が十分でないと考えている。加えて、制度を理解していないことによる申告漏れや、税率区分誤り等による過少申告等が生じている可能性があり、制裁的な性格を有する加算金を課す前に、まずは制度の十分な周知が先決と考えていることである。

加算金については制度の十分な周知が先決という市の見解が理解できない観ではなく、少くとも延滞金の対象となる納税の遅延については、その理由に税目は関係なく、税負担の公平性の観点からも延滞金の徴収を徹底すべきである。

(8) 宿泊税の実地調査手法について

①検出事項

宿泊税の実地調査は、税務システムの登録データを元に、特別徴収義務者の一覧データを作成し、対象先の選定や調査結果の一覧表などを作成している。実地調査は毎年度実施されており（令和5年度は制度見直しのため未実施）、実地調査の結果、特別徴収義務者証の掲示義務違反等があった場合は、適宜指導を行っている。実地調査の調査項目は、「金沢市宿泊税実地調査要領」に定められているが、以下の6項目であり、税額計算の正確性は調査項目とされていない。			
(1) 検出事項			

②問題点

宿泊税は、原則として宿泊数に応じて課されることがから、特別徴収義務者が記録している宿泊数を正確に把握する必要がある。そこで、宿泊料金等に宿泊数を掛けた数値と、特別徴収義務者が宿泊料金等による売上高として記帳している金額との整合性を確かめるといった計算を行う等して、宿泊数の申告漏れがないかをを調査項目として設ける必要がある。			
(2) 問題点			
(3) 意見25《宿泊税の実地調査手法》			
(4) 意見26《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(5) 意見27《宿泊税の実地調査手法について》			
(6) 意見28《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(7) 意見29《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(8) 意見30《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(9) 意見31《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(10) 意見32《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(11) 意見33《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(12) 意見34《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(13) 意見35《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(14) 意見36《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(15) 意見37《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(16) 意見38《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(17) 意見39《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(18) 意見40《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(19) 意見41《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(20) 意見42《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(21) 意見43《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(22) 意見44《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(23) 意見45《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(24) 意見46《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(25) 意見47《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(26) 意見48《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(27) 意見49《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(28) 意見50《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(29) 意見51《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(30) 意見52《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(31) 意見53《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(32) 意見54《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(33) 意見55《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(34) 意見56《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(35) 意見57《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(36) 意見58《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(37) 意見59《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(38) 意見60《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(39) 意見61《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(40) 意見62《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(41) 意見63《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(42) 意見64《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(43) 意見65《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(44) 意見66《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(45) 意見67《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(46) 意見68《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(47) 意見69《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(48) 意見70《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(49) 意見71《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(50) 意見72《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(51) 意見73《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(52) 意見74《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(53) 意見75《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(54) 意見76《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(55) 意見77《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(56) 意見78《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(57) 意見79《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(58) 意見80《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(59) 意見81《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(60) 意見82《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(61) 意見83《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(62) 意見84《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(63) 意見85《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(64) 意見86《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(65) 意見87《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(66) 意見88《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(67) 意見89《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(68) 意見90《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(69) 意見91《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(70) 意見92《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(71) 意見93《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(72) 意見94《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(73) 意見95《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(74) 意見96《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(75) 意見97《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(76) 意見98《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(77) 意見99《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(78) 意見100《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(79) 意見101《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(80) 意見102《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(81) 意見103《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(82) 意見104《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(83) 意見105《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(84) 意見106《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(85) 意見107《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(86) 意見108《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(87) 意見109《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(88) 意見110《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(89) 意見111《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(90) 意見112《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(91) 意見113《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(92) 意見114《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(93) 意見115《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(94) 意見116《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(95) 意見117《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(96) 意見118《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(97) 意見119《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(98) 意見120《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(99) 意見121《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(100) 意見122《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(101) 意見123《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(102) 意見124《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(103) 意見125《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(104) 意見126《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(105) 意見127《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(106) 意見128《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(107) 意見129《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(108) 意見130《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(109) 意見131《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(110) 意見132《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(111) 意見133《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(112) 意見134《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(113) 意見135《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(114) 意見136《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(115) 意見137《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(116) 意見138《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(117) 意見139《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(118) 意見140《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(119) 意見141《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(120) 意見142《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(121) 意見143《宿泊税に係る延滞金の徴収》			
(122) 意見144《宿			

- (2) 実施計画
- ①導入の可否の検討状況
情報システムを導入しない場合は、紙による住民異動届及び各種証明書の受付業務を実施しており、窓口にてヒアリングを実施の上、住民票の異動及び証明書交付手続を行うことになる。しかし、情報システムの導入により、市民が申請書を自宅PCやスマートフォンにより事前に入力することができようになり、市民の来庁時に、窓口職員がそれらのデータをもとにヒアリング及びデータ修正を実施できるようになることが期待できることと判断していた。
- ②導入による効果の検討状況
市民が自宅PCやスマートフォンで事前に申請書を作成することによる窓口滞在時間の短縮、紙による申請書の一部デジタル化、受付データを住民登録システムへ連携することによる異動届に関する事務負担軽減といった効果が期待できることから、コロナ禍における市民の利便性向上を図ることができると判断していく。
- (3) 実施手順
- ①体制
電子情報管理者は、市民課長である。スマート窓口システムの利用課は、市民課及びその他の課並びに市民センターといった出先機関であり、窓口受付、申請書作成、申請書印刷で利用している。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。
- ②情報資産の分類と管理
スマート窓口システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要である。
- ③物理的セキュリティ対策
スマート窓口システムに係るサーバ装置を設置していないことから、情報セキュリティ確保のための責任分担区分(セキュリティ境界面)を定めておらず、該当がない。
- ④人的セキュリティ対策
毎年4月に初任者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。
- ⑤技術的セキュリティ対策
スマート窓口システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用者IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に情報システム管理者が付与することとなっている。パスワード共通の基準に関しては、住基ネットのセキュリティ運用管理実施手順により、厳格なルールが定められている。

- ⑥運用管理におけるセキュリティ対策
ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないとのことである。また、端末機の保護として、端末機の盗難防止措置をとるなど等が規定されている。

- ⑦緊急時におけるセキュリティ対策
基幹情報システムと同様である。

- ⑧システム開発
定型的なクラウドサービスを利用しているだけであるため、該当事項はない。

⑨情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となっていない。

(4) ID・パスワードの管理について

①検出事項

スマート窓口システムでは、市民の個人情報を取り扱っている。他の市民センターに応援する職員用のID・パスワードが用意されているが、使用実績がないとのことである。また、実施手順において、「パスワードの基準は、住基ネットのセキュリティ運用管理実施手順による。」とされているが、応援職員用IDのパスワードは、当該規定を遵守していない。

②問題点

ID・パスワードの管理について、実施手順を遵守していない。

③指摘 02《ID・パスワードの管理》

応援職員用IDは、使用実績が無いとのことであり、また、現状ではパスワードが実施手順を遵守しているものではないことから、至急削除する必要がある。

9. かなざわ子育てすまいるクーポン(電子版)管理システム

(1) 概要

名称	No.87	かなざわ子育てすまいるクーポン(電子版)管理システム
情報システムの導入目的	未就学児の保護者を対象に紙のクーポンで交付している「かなざわ子育てすまいるクーポン」を電子化し、利用者の利便性の向上と集計・事務作業の軽減を図ることを目的に導入した。	
導入年度	令和4年度	
利用するコンピュータネットワーク	インターネット	

なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。

② 情報資産の分類と管理

かなざわ子育てすまいるクーポン（電子版）管理システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要である。

③ 物理的セキュリティ対策

かなざわ子育てすまいるクーポン（電子版）管理システムに係るサーバ装置を設置していないことから、情報セキュリティ確保のための責任分担区分（セキュリティ境界面）を定めておらず、該当がない。

(2) 実施計画

①導入の可否の検討状況

かなざわ子育てすまいるクーポンとは、親子がいつしょにふれあう時間の応援と、子育ての負担を軽減するための色々なサービスの利用料を助成するクーポンである。情報システム導入前は、紙のクーポンを交付していたが、スマートフォンが普及していることから、利用者の利便性向上と関係者の事務作業を堅減できることと判断し、導入を決定した。

⑤技術的セキュリティ対策

かなざわ子育てすまいるクーポン（電子版）管理システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用者IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に、情報システム管理者が付与することとなる。なお、利用者に、「かなざわ子育てすまいるクーポンが利用できる施設」が含まれているが、これは必ずしも市有施設ばかりではなく、他の地方公共団体の施設や民間の施設（以下、まとめて「市外施設」という。）も含まれている。ハスワード共通の基準に関して、ハスワードを秘密にし、ハスワードの照会等には一切応じないことを担当者に周知している。

⑥ 運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行つていないことである。また、端末機の保護として、端末機の盗難防止措置をとること等が規定されている。

⑦ 緊急時におけるセキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

クラウドサービスの利用の有無	有
所管課	こども未来局子育て支援課
年度毎の予算額・決算額	（金額単位：千円）
令和3年度 予算額	令和4年度 決算額
令和5年度 予算額	令和4年度 予算額
-	2,100
10,000	9,999
2,277	2,277

(3) 実施手順

① 体制

情報システム管理者は、子育て支援課長である。かなざわ子育てすまいるクーポン（電子版）管理システムを利用する課（所）及び業務内容は以下のとおりである。

課（所）名	業務内容
子育て支援課	利用者管理、施設管理、利用情報管理、請求管理
かなざわ子育てすまいるクーポンが利用できる施設	利用状況照会、施設情報管理、請求処理

⑧ システム開発

定型的なクラウドサービスを利用していただけであるため、該当事項はない。

⑨ 情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となっていない。

(4) パスワードの記憶機能について

① 檢出事項

管理システムは、市の担当者だけではなく、市外施設の TD については、
市に割り当てられた本人しか利用しない機器についてパスワードの記憶が可能となつ
た。ただし、市は、当該機器が実際に本人しか利用していないかどうかを確かめて
いる。ただし、市は、当該機器が実際に本人しか利用していないかどうかを確かめて
いる。

占題問②

市外施設のIDについて、本人以外が使用した場合、パスワードが漏洩してしまう可能性がある。

『新編日本書紀』卷之三

パスワード記憶機能自体を削除しようとすると改修費用がかかること、市外施設のIDが数百百より、市外施設ごとに機器の利用状況を確かめるのは非効率であり、現実的に困難であることである。

そこで、次善策として、市外施設のIDについては、本人しか利用しない機器に限ってパスワードの記憶機能の使用を可能としているが、IDごとに機器の利用状況を確かめるのは非効率であり、現実的に困難であることから、「スマートカード」や「クーポン管理システムマニュアル」を改訂し、各市外施設に対し、今後はパスワード記憶機能を使用しないよう周知する必要がある。

5) 保守管理業務に関する仕様書の記載について

① 檢出事項

二〇〇〇

かなざわ子育てスマートカード（電子版）保守管理業務の範囲が不明確になつている。

②章目 27 // 保守管理業務/一問才 3 仕様① 記事

今後、「かなざわ子育てすまいるクーポン（電子版）保守管理業務委託 仕様書」にデータのバックアップの実施やその頻度について明記し、業務の範囲を明確にする必要がある。

電話相談AI支援システム

四庫全書

(2) 審査計画

① 遵入の可否の検討状況

他の地方公共団体の類似事例を確認したところ、通話録の作成時間の削減により多くの相談に対応できるようになった事例、応対中のテキスト表示で相談内容を通話者以外の者とも共有することによりトラブル回避や職員の育成が可能となつた事例があることから、電話応対が多い様々な業務で活用可能であると判断していた。

②導入による効果の検討状況

職員の労力削減効果として、電話対業務の削減により、情報システム導入後5年間で 164,160 千円の人件費が削減できると試算しており、情報システム導入に伴い生じる存せず、均一で質の高い応対を確保し、すべての相談者が安心して相談できる環境を構築できるようになると判断していた。

(3) 実施手順
 ①体制
 情報システム管理者は、こども相談センター所長である。電話相談 AI 支援システムの利用課は、こども相談センターのみであり、相談支援機能の設定や通話記録の参照で利用している。なお、情報システムの運用、保守管理はセンターが実施しており、センターの業務を市職員が検証する体制となっている。

(2)情報資産の分類と管理
 電話相談 AI 支援システムの重要度はAであるため、情報資産台帳の作成が必要であり、情報セキュリティ確保のための責任分担区分(セキュリティ境界面)を定めている。

③物理的セキュリティ対策
 サーバルームの入退室管理を実施しており、セキュリティ区画内で委託業者等に作業をさせる場合、入退出管理記録簿に記入するとともに、情報システム管理者が指名する職員が作業に立ち会っている。セキュリティ区画内の保安措置として、煙感知器及び火災報知器の設置等を行っている。サーバは、施設可能で堅牢なサーバラックに格納されている。

④人のセキュリティ対策
 毎年4月から5月にかけて、初任者研修及び管理者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。

⑤技術的セキュリティ対策

パスワード共通の基準に関して、パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないことを担当者に周知している。また、パスワードの複雑性を確認したところ、特段の検出事項はなかった。

⑥運用管理におけるセキュリティ対策

ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行っていないとのことである。

⑦緊急時におけるセキュリティ対策

システム障害発生時の措置及びコンピュータウイルス感染時の対応に関する手順が整備されており、毎年12月にシステム緊急停止対応訓練を実施している。なお、システム障害及びコンピュータウイルスの感染はいずれも、該当がないとのことである。

⑧システム開発

アプライアンス型サーバ⁴⁴を設置しているため、該当事項はない。

(3) 情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となつていない。

(4) 指摘、意見について
 指摘、意見として検出された事項はなかつた。

11. 家庭ごみ24時間AIサポートシステム

(1)概要

名称	No. 99	家庭ごみ24時間AIサポートシステム				
情報システムの導入目的	ごみ分別に関する問い合わせや粗大ごみ収集受付について、市民時間対応可能なAI自動応答システムを導入することにより、市民の利便性及びごみ分別マナーの向上並びに職員の業務効率化につながる。その一つの手段として家庭ごみ24時間AIサポートシステムを導入するものである。					
導入年度	令和3年度					
利用するコンピュータネットワーク	インターネット					
クラウドサービスの利用の有無	有	環境局ごみ減量推進課				
所管課	年度毎の予算額・決算額	(金額単位：千円)				
	令和3年度 予算額 6,000	令和4年度 決算額 6,256	令和5年度 予算額 1,087	決算額 1,124	1,087	1,122

(2)実施計画

①導入の可否の検討状況

他の中核市では当時9市導入しており(予定含む)、チャットボットや市公式LINEに組み込む方式があつた。また、市民からのごみ分別に関する問い合わせに応答するだけではなく、粗大ごみ収集受付に関するオンライン決済も導入することにより、市民の利便性及びごみ分別マナーの向上並びに職員の業務効率化につながると判断していく。

②導入による効果の検討状況
 市民生活の向上効果及び職員の労力削減効果として、問い合わせや粗大ごみに関する電話応対業務の削減等により、情報システム導入後5年間で人件費等の27,066千円の費用削減効果が生じると判断していた。

⁴⁴ 特定のサービス・機能を効率的に実行するために設計された専用のサーバをいいう。

その他の費用削減効果として、粗大ごみ収集受付に関するオンライン決済を導入することにより、ごみ処理券による決済を行いう場合に必要となるごみ処理券交付事務手数料が、情報システム導入後5年間で1,001千円削減できると判断していた。

以上の費用削減効果を合計すると、情報システム導入後5年間で28,068千円であるが、情報システム導入に伴い生じるであろう5年間の歳出26,878千円に比べて導入による効果の方が高いと判断していた。

(3) 実施手順

①体制

情報システム管理者は、ごみ減量推進課長である。家庭ごみ24時間AIサポートシステムを利用する課(所)及び業務内容は以下のとおりである。

課(所)名	業務内容
ごみ減量推進課	ごみ収集日の通知、分別情報の自動回答、職員問い合わせ回答、有料戸別収集申請等のすべての機能
西部管理センター	職員問い合わせ回答、有料戸別収集申請の一部
東部管理センター	職員問い合わせ回答、有料戸別収集申請の一部
有料戸別収集受付業務の受託者	有料戸別収集申請

②緊急におけるセキュリティ対策

基幹情報システムと同様である。

③システム開発

定型的なクラウドサービスを利用しているだけであるため、該当事項はない。

④情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となっていない。

(4) 情報資産台帳について

①検出事項

金沢市情報セキュリティ対策基準第11条に基づき、情報システム管理者は、所管する情報資産を適切に管理するため、重要度A及び重要度Bに分類される情報システムに係る情報資産に関する台帳を作成するものとされている。家庭ごみ24時間AIサポートは、重要度Aに分類される情報システムであるため、情報資産台帳(別表・別図合)を作成しているが、以下の誤りがあつた。

・令和4年8月に導入した有料戸別収集業務に用いるタブレット端末の反映が漏れていた。
 ・情報資産台帳の別図第3号(情報セキュリティ事故等発生時の連絡体制図)の作成が漏れていた。

②問題点

情報資産台帳が正確に作成されていない。

③意見 28《情報資産台帳の作成漏れ》

情報資産台帳の作成漏れがあつたことから、ハードウェアの更新等がある都度、情報資産台帳の更新の必要性に配意し、情報資産台帳を適時に更新する必要がある。

④人的セキュリティ対策

毎年4月に、初任者研修及び管理者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。

(12) GIGAスクール授業支援システム
 (1) 概要
 る。なお、情報システムの運用、保守管理はベンダーが実施しており、ベンダーの業務を市職員が検証する体制となっている。

(2) 情報資産の分類と管理
 情報システムの導入目的
 国のGIGAスクール授業支援システム
 である。令和3年度までには、端末を生徒1人に対し1台配布出来る環境を構築する。

(3) 物理的セキュリティ対策
 GIGAスクール授業支援システムに係るサーバ装置を設置していないことから、情報セキュリティ確保のための責任分担区分(セキュリティ境界面)を定めておらず、該当がない。

(4) 人的セキュリティ対策
 毎年4月に、初任者研修を実施するとともに、全職員対象研修の内容を踏まえて担当者に対する注意喚起を実施している。

(5) 技術的セキュリティ対策
 GIGAスクール授業支援システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用者IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に、情報システム管理者が付与することとなっており、操作権限ごとに、管理者ID、端末機操作者ID、委託作業実施者IDという区分がある。

GIGAスクール授業支援システムの利用者は、利用者ごとに一意の利用者IDにより識別する。利用者IDは、利用者の登録の際に、情報システム管理者が付与することとなっており、操作権限ごとに、管理者ID、端末機操作者ID、委託作業実施者IDという区分がある。

パスワード共通の基準に関して、パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないことを担当者に周知している。また、パスワードの複雑性を確認したことから、特段の検出事項はなかった。

(6) 運用管理におけるセキュリティ対策
 ドキュメント類は所定の場所に格納し、保管しており、また、情報資産の移動は行つていないとのことである。

(7) 緊急時におけるセキュリティ対策
 基幹情報システムと同様である。

(8) システム開発
 定型的なクラウドサービスを利用していているだけであるため、該当事項はない。

(9) 情報セキュリティ内部監査

令和5年度においては、監査対象となっていない。

12. GIGAスクール授業支援システム

名称	No.136	GIGAスクール授業支援システム				
情報システムの導入目的	国とのGIGAスクール構想に沿った機器及びソフトウェアの導入である。令和3年度までには、端末を生徒1人に対し1台配布出来る環境を構築する。					
導入年度	令和2年度					
利用するコンピュータネットワーク	インターネット、専用線(校内LAN)					
クラウドサービスの利用の有無	有					
所管課	教育委員会事務局市立工業高等学校	(金額単位：千円)				
年度毎の予算額・決算額	令和3年度 予算額 決算額	令和4年度 予算額 決算額	令和5年度 予算額 決算額			
	60,053	53,644	5,610	5,613	5,610	5,613

(2) 實施計画

①導入の可否の検討状況

GIGAスクール構想とは、文部科学省が提唱する教育ICT環境の整備計画であり、生徒に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを提供し、個別に最適化された教育を実現することを目指すものである。GIGAスクール構想の「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字で、「すべての子どもたちのためのグローバルで革新的な教育の機会を与える」という意味である。
 導入の可否の検討当初は、新型コロナウィルスが蔓延している時期であり、県立高等学校数校において、オンライン授業環境を整備済であったことから、市立工業高等学校においても導入すると判断していた。

②導入による効果の検討状況

オンライン授業による自学学習が可能となり、感染症予防など休業中の学習が可能となる効果があると判断していた。導入当時は新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が発出されるなど、5類感染症とされた現在とは異なる環境であることから、教育ICT環境の整備は急務であったと思われる。

(3) 實施手順

①体制

電子情報管理者は、市立工業高等学校のみであり、ソフトウェアのエーチャー管理等で利用している。

(4) 予備機の管理について

①検出事項

生徒用端末には、生徒ごとに1台貸し出しているもののほか、予備機として40台の端末があり、うち18台は各クラスに1台ずつ保管(3学年×6クラス)、残り22台は、鍵付きロッカーハンガーに保管されており、内訳は、貸出し可能なものの13台、故障しているものの7台、生徒に貸出し中のもの2台である。故障しているものについては、修理や取替への予定はないとのことである。

②問題点

予備機が不足する可能性がある。

(6) 情報資産台帳について

①検出事項

金沢市情報セキュリティ対策基準第11条に基づき、情報システム管理者は、所管する情報資産を適切に管理するため、重要度A及び重要度Bに分類される情報システムに係る情報資産に関する台帳を作成するものとされている。GIGAスクール授業支援システムは、重要度Bに分類される情報システムであるため、情報資産台帳(別表・別図含む)を作成しているが、以下の誤りがあった。

- ・情報資産台帳の別図第1号(機器配置図)に記載されていないハードウェアがあつた。

②問題点

③意見29《予備機の管理》

端末の修理等管理一覧表を開覧したところ、令和6年度に入り、「充電されない」「液晶タッチパネルが反応しない」「OSが起動しない」といった不具合が散見されているようである。また、故障した端末が修理されなかつた原因として、「保証期間切れにより修理できない」というものがあった。生徒用端末は同時期に同一の製品を導入しており、製造ロットが同一かどうかは不明であるが、一定の時期において、同時に複数の端末に不具合が生じる可能性がある。予備機の必要台数を整理し、業務に支障がないように台数を確保しておく必要がある。

(5) 管理者IDの管理について

①検出事項

GIGAスクール授業支援システム導入当初に校長であった者のID(以下「旧校長ID」という。)が残存している。旧校長IDは、全ての管理機能とデータに制限なくアクセスできる権限を有している管理者IDに該当することから、障害発生時にシステム担当者が使用するために残してあるとのことであるが、使用実績はない。なお、旧校長IDのパスワードは初期ペスワードから変更され、厳格に管理されている。

②問題点

実際の使用者と付与された者が異なるIDが残存している。

③指摘03《管理者IDの管理》

旧校長IDは、実情として他の管理者権限を管理(追加削除)するための管理者としての役割があるため残してあるとのことである。しかし、強大な権限を有する管理者IDについて、実際の使用者と付与された者が異なるのは、情報セキュリティ上問題があることから、旧校長IDの名称を実際の使用者に合わせたものに修正する必要がある。

令和7年(2025年)4月11日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市
金沢市役所
(株)共栄